

平成28年第1回訓子府町議会定例会会議録

○議事日程(第1日目)

平成28年3月7日(月曜日) 午前9時30分開会

- 第1 会議録署名議員の指名(4名)
- 第2 会期の決定
- 第3 行政報告
- 第4 議案第35号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第5 議案第32号 専決処分の承認を求めることについて
- 第6 議案第33号 専決処分の承認を求めることについて
- 第7 議案第5号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第8 議案第18号 町長、副町長及び教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第9 議案第19号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議案第6号 平成27年度訓子府町一般会計補正予算(第14号)について
- 第11 議案第7号 平成27年度訓子府町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について
- 第12 議案第8号 平成27年度訓子府町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について
- 第13 議案第9号 平成27年度訓子府町介護保険特別会計補正予算(第2号)について
- 第14 議案第10号 平成27年度訓子府町下水道事業特別会計補正予算(第2号)について
- 第15 議案第11号 平成27年度訓子府町水道事業会計補正予算(第1号)について

○出席議員（10名）

1番	上原豊茂君	2番	須河徹君
3番	河端芳恵君	4番	山田日出夫君
5番	工藤弘喜君	6番	余湖龍三君
7番	川村進君	8番	西森信夫君
9番	堤三樹磨君	10番	西山由美子君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した人

町長	菊池一春君
副町長	佐藤明美君
総務課長	森谷清和君
企画財政課長	伊田彰君
町民課長	八鍬光邦君
福祉保健課長	渡辺克人君
農林商工課長	村口鉄哉君
建設課長	山内啓伸君
上下水道課長	遠藤琢磨君
会計管理者	佐藤純一君
教育長	林秀貴君
管理課長	森谷勇君
社会教育課長	山本正徳君
幼稚園・保育園・子育て支援センター事務長・児童センター長	中山信也君
図書館長	三好寿一郎君
農業委員会事務局長	竹村治実君
教育委員長	飯田洋司君
農業委員会長	清井敏行君
監査委員	山田稔君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	夏井宏樹君
議会事務局係長	本庄朋美君

◎開会の宣告

- 議長（上原豊茂君） 皆さま、おはようございます。
それでは、定刻になりました。
ただいまから、平成28年第1回訓子府町議会定例会を開会いたします。
本日の出欠報告をいたします。本日は全議員の出席であります。
仁木選挙管理委員長から、本日、欠席する旨の報告がありました。
なお、仁木選挙管理委員長においては、今定例会、閉会までの欠席であります。

◎開議の宣告

- 議長（上原豊茂君） 直ちに、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布してあるとおりであります。

◎諸般の報告

- 議長（上原豊茂君） 日程に入るに先立ち、事務局長に諸般の報告をさせます。
○議会事務局長（夏井宏樹君） それでは、ご報告いたします。
本定例会の説明員ならびに閉会中の動向につきましては、印刷の上、お手元に配布のとおりであります。
本定例会に町長から提出されております案件につきましては、議案が30件であります。
さらに、議員提案による議案が1件、その他、議長からの報告が3件あります。
以上でございます。
○議長（上原豊茂君） 以上をもって諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

- 議長（上原豊茂君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において、2番、須河徹君、3番、河端芳恵君、4番、山田日出夫君、5番、工藤弘喜君を指名いたします。

◎会期の決定

- 議長（上原豊茂君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本定例会の会期は、本日から3月18日までの12日間といたしたいと思っております。
これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

- 議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。
よって、会期は12日間と決定いたしました。

◎行政報告

- 議長（上原豊茂君） 日程第3、菊池町長から行政報告がありますので、この際、発言を許します。

町長。

○町長（菊池一春君） おはようございます。ただいま、議長のお許しをいただきましたので本定例町議会招集のご挨拶を申し上げさせていただきます。

本日、第1回定例町議会を招集申し上げましたところ、全員のご出席をいただき、厚くお礼を申し上げます。

議案の概要を説明する前に、ここ数日間の動きも少しお話をさせていただきたいと思っております。

2月18日から20日まで沖縄県名護市に出掛けてまいりました。既に訓子府新報等で報道されておりますので、ご存じかと思えますけれども、今年の開基120年記念事業の大きな一つの柱であります日本ハムファイターズに力添えをお願いするという、そして一緒に事業を展開するということもありまして、幕別町の町長もご一緒でしたけれども、一緒にキャンプに行き、そして大勢の記者を前に記者会見を行い、そして応援大使に決まりました矢野選手と谷口選手と共にインタビューを受けたという状況でございました。球団の社長ともお会いすることができまして、この1年間、私どもの町のさまざまな事業にお力添えをお願いしたいということを要請してまいりましたし、JAきたみらいから玉ネギ1t、ジャガイモ1tを選手の合宿所の方で食べていただきたいということも含めて、地場産品の野菜の宣伝もお願いをしてお披露目をさせていただいたところでございます。時間がりましたので、事前に名護市の稲嶺市長とも1時間ほど会談をすることができました。ご存じのとおり稲嶺市長は沖縄の基地の反対でかなり国と係争を繰り返したり、反対の意思表示をしているところでございますけれども、改めて地方自治のありようと国の関係について、稲嶺市長がどのような思いで向き合っているのかということもお聞きして、大変厳しい中でも地方自治を守るために全力投球しているということで、お互いに情報交換をしたり激励をしてきたところでございます。その後、名護市立の図書館を見させていただいたりしながら帰ってきたところでございます。

引き続き、日本ハム関係で申しますと3月3日に激励会がございまして、これはご存じのとおり日本ハムファイターズが10年かかって180市町村の自治体に選手を応援大使として派遣するというところでございますけれども、先ほど申し上げましたとおり今年私どもの町がその一市町村に決めていただくことができました。18市町村長全員が出席して日本ハムファイターズの選手、応援大使とともに対面を行いまして、ドラフトじゃありませんけれども抽選会が行われました。ユニフォームに訓子府町の名前を入れる、あるいはヘルメットに名前を入れる、キャップに名前を入れるということを9市町村のみが当たるということでしたけれども、幸いにして私の方でヘルメットに5月13日から15日に訓子府町という名前を入れることを引き当てることができましたし、5月13日から15日に札幌ドームの西武との戦いで名前が入ったヘルメットを選手が着用すると。同時にまた商工会を中心にして、ブースで13日、14日、15日で訓子府かつ丼を客に販売をするといったことも含めて今、同時進行で検討に入っているところでございます。開基120年の一つの柱であります日本ハムファイターズとの関連で今、ご報告をさせていただきます。

さて、本定例町議会にあたりまして提案しております概要を申し述べましてご理解を賜りたいと存じます。

まず、平成27年度各会計の補正予算でございますけれども、年度末における整理予算のほか、国の補正予算に伴う事業予算、後年度の債務や投資を見込んだ資金造成なども含めて提案させていただいております。

最初に一般会計の補正予算でございます。

整理予算以外の主なものに絞り込んで申し上げますと、歳入につきましては、農業所得の増などによる町民税979万8千円の追加、地方交付税では新規算入項目分9,800万円を含む1億5,215万7千円の追加、国の補正予算による情報セキュリティ強化対策事業に関わって国庫補助金540万円および補正予算債540万円をそれぞれ計上、また、この後、行政報告させていただく教育費指定寄付金も含めた寄付金135万4千円の追加など。

次に、歳出についてであります。

今議会では条例案の提案が行われておりますが、議員ならびに町長、副町長、教育長の期末手当支給率引き上げ、また職員の給与改定および勤勉手当の支給率引き上げについて議会費、給与費の補正予算に反映。

総務費につきましては、情報管理事業では、個人情報セキュリティ強化対策費として5,409万6千円を繰越明許費として計上。

各種基金積立金では、後年度の公債費償還に充てるため減債基金1億7,303万8千円、将来の投資的的事业などの負担に備えるため社会資本整備基金8,892万5千円、地域活性化基金4,029万6千円をそれぞれ追加。

地方交通対策事業では、北見バスの勝山線、置戸線、陸別線の3路線の平均乗車密度が国・道の補助金が減額される5人未満となったことから、町の負担が新たに発生し、3路線で294万5千円の新規計上。

民生費につきましては、国民健康保険特別会計繰出金では、同会計の収支見込みによりまして一般会計からの財源補てん分を2,031万9千円減額。

昨年12月に閣議決定された年金生活者等支援臨時福祉給付金事業では、平成28年前半の個人消費の下支えとなるよう早期に支給することが求められており、4月からの申請受付開始を予定しているため、今回事業費として2,510万7千円を計上し、このうち職員手当を除く2,500万3千円を繰越明許費として計上しております。

衛生費につきましては、道道北見置戸線若富工区に伴う支障物件の移設が未施工になったことにより、水道事業助成事業の水道事業会計出資金473万3千円の減額。

農林水産業費につきましては、訓子府北西地区、訓子府高園地区、訓子府川南地区、これら3地区の道営農地整備事業と農業経営高度化促進事業に係る予算の一部を繰越明許費として計上。

商工費につきましては、商工業振興対策一般事業では、オホーツクカード端末機更新に係る国庫補助金が不採択になったことに伴い108万6千円の減額。

土木費につきましては、町道除排雪事業では、降雪量の多さから特に排雪経費がかさんでおり、除排雪機械借上料585万5千円の追加を。

消防費につきましては、そのほとんどが整理予算となっております。

教育費につきましては、訓子府小学校スクールバンドが3月26日から28日に開催される第37回全国リコーダーコンテスト出場が決定したことに伴い234万円の追加。

以上、一般会計では1億8,967万9千円の追加補正を提案させていただいております。

次に、特別会計および事業会計についてですが、国民健康保険特別会計につきましては、歳入では、決算見込みによる国民健康保険税、国・道支出金、療養給付費等交付金、共同事業交付金、繰入金の追加または減額、なお一般会計からの財源補てん分については、補正前で1億759万円を計上しておりましたが2,031万9千円を減額し、8,727万1千円とすることとしております。

歳出では、退職被保険者等療養給付費の500万円の減額、保険財政共同安定化事業拠出金の確定に伴う313万9千円の減額など、国民健康保険特別会計では、1,122万円の減額補正を提案させていただいております。

後期高齢者医療特別会計につきましては、歳入では、本算定賦課により、特別徴収保険料で248万8千円の減額、普通徴収保険料で48万6千円の追加、平成25年度と26年度の普通徴収保険料滞納額が多かったことから普通徴収保険料滞納繰越分84万9千円の追加など。

歳出では、後期高齢者医療広域連合への事務費ならびに保険料等納付金合わせて64万7千円の減額など、後期高齢者医療特別会計では、80万7千円の減額補正を提案させていただいております。

介護保険特別会計につきましては、歳入では、賦課算定時における所得段階の異動などに伴いまして、介護保険料83万8千円の追加、介護給付費見込額の減などに伴う国・道の介護給付費負担金合わせて241万6千円の減額と国からの調整交付金233万2千円の減額、さらに支払基金交付金208万1千円の減額、一定以上所得者の利用者負担割合の引き上げなど介護保険制度改正に係るシステム改修に伴う国の介護保険事業費補助金120万円の計上、繰入金では、介護給付費および事務費、国庫支出金、支払基金交付金、道支出金の見込額の減などによりまして、増減合わせて223万7千円の減額でございます。

歳出では、介護サービスおよび介護予防サービス利用者の減、高額介護サービス支給予定者の減等に伴いまして、保険給付費743万4千円の減額など、介護保険特別会計では、768万8千円の減額補正を提案させていただいております。

下水道事業特別会計につきましては、歳入では、中央監視装置更新事業の確定に伴う国の農山漁村地域整備交付金115万8千円の減額、下水道事業特別会計収支不足額の減に伴う一般会計繰入金746万7千円の減額、道道北見置戸線若富工区に係る公共汚水柵移設が伴わなかったことにより移設補償費405万円の減額、中央監視装置更新事業費の減に伴う下水道債と過疎対策事業債合わせて120万円の減額。

歳出では、光熱水費などの減に伴う農業集落排水管理費194万2千円の減額、中央監視装置更新事業費の減と道道北見置戸線若富工区の公共汚水柵移設工事未施工に伴う農業集落排水事業費1,165万8千円の減額など、下水道事業特別会計では、1,387万5千円の減額補正を提案させていただいております。

水道事業会計につきましては、予算第3条に定めた収益的収入および支出のうち、維持管理費の減などに伴いまして、支出で1,053万9千円を減額し、予算第4条に定める資本的収入および支出では、道道北見置戸線若富工区に係る支障物件移設が伴わなかった

ことや老朽管、配水管、送水管工事執行残などにより、収入で2,225万4千円の減額、支出では2,488万2千円の減額、さらに予算第7条に定めた職員給与費の額を31万3千円追加し、3,137万8千円とすることを提案させていただいております。

次に、平成28年度の各会計予算についてですが、一般会計予算をはじめ、四つの特別会計および水道事業会計予算につきましては、別冊の予算書案として提案させていただいております。

各会計ともに、厳しい財政状況の中で町民福祉の増進のためにまちづくりと財政健全化を両立させ、行財政の均衡を図ることに重点を置いた予算となっていますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

次に、条例の制定などがございます。

昨年8月の人事院勧告に基づく、国家公務員の給与関連法案が1月に成立したことに伴い、町長、副町長及び教育委員会の教育長の給与等に関する条例と職員の給与に関する条例の一部改正。

平成26年6月に行政不服審査法が全面改正されたことに伴う訓子府町行政不服審査会設置条例と行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定。

名誉町民の待遇および特典の見直しに伴う訓子府町顕彰条例の一部改正。

総合的かつ基本的な指針である総合計画策定に必要な事項を定めるため、訓子府町総合計画条例の制定。

奨学資金貸付基金の限度額を引き上げるため、奨学資金貸付基金の設置及び管理に関する条例の一部改正。

訓子府町認定こども園設置に伴い、訓子府町認定こども園条例の制定。

子ども・子育て支援法の施行に伴い、訓子府町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例と訓子府町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例、訓子府町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、訓子府町児童センター設置及び管理条例の一部改正。

次に、訓子府町認定こども園の新設に伴い、訓子府町保育所の廃止と訓子府町立訓子府幼稚園を廃止することの議会の同意。

次に、専決処分についてであります。中学校の部活動派遣費補助金について、1月13日と1月26日に補正予算の専決処分を行いましたのでご報告し、承認を求めるものでございます。

次に、過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴い、別冊の「訓子府町過疎地域自立促進計画」策定についての議決を求めるものであります。

さらに、人事案件でございます。

任期満了に伴う固定資産評価審査委員会委員1名の選任の同意を求めるものでございます。

以上、議案30件の詳細につきましては、人事案件を除き、副町長または各担当課長等から説明させますので、ご審議を賜りますようよろしくお願いを申し上げ、第1回定例町議会招集のご挨拶とさせていただきます。

引き続きまして、お手元に配布させていただきました行政報告を申し上げます。

行政報告、2件ございます。

まず、1点目でございます。

去る1月25日、西幸町にお住まいの柴田喜八様から、今年は開基120年の節目の年でもあり、町民の学びを充実させ、今後の町の発展に貢献できればと、図書購入費に充てていただきたいとのことで、図書館に100万円の高額寄付がございました。

ご寄付を賜りました柴田様のご厚意に心から感謝を申し上げますとともに、寄付金につきましては、地域活性化基金に積み立てることとし、本定例会において、補正予算として提案させていただきますので、よろしくようお願い申し上げ、教育費指定寄付金の行政報告とさせていただきます。

2点目でございますけれども、こども園の開園に対する高額品の寄付についてでございます。

このたび、本年4月に開園する訓子府町認定こども園「わくわく園」に対し、高額品のご寄贈が4件ございましたので、行政報告をさせていただきます。

まず1件目は、2月1日、こども園の建設工事を請け負っている北成建設株式会社、久島工業株式会社、丸建工業株式会社、天内工業株式会社様から幼児用箱いす190台のご寄贈がございました。

この幼児用箱いすにつきましては、全ての園児たちが園生活において、毎日、使用するもので、大切にに使わせていただきたいと思っております。

2件目です。同じく2月1日、本町の指定金融機関でございます北見信用金庫様から木製大型遊具一式のご寄贈がございました。

これにつきましては、北欧製の木製コンビネーション遊具で、大変高価なものでございます。来年度のこども園外構工事により園庭に設置し、子どもたちの遊びの中心として、また、親子の憩いの場として、園のシンボリックな存在になるものと思っております。

3件目は、2月8日、町内で奉仕活動を展開されておられます訓子府ライオンズクラブ様から「こども園園歌版、教育・保育指針版」と、「映写機、携帯型映写幕」一式のご寄贈がございました。

園歌版・教育指針版につきましては、遊戯室壁面に設置し、こども園の指標として、多くの方々に、末永く親しまれるものと思っております。また、映写機・携帯型映写幕につきましては、子どもたちの教育・保育活動の中で、重要な視聴覚教材として活用し、さらには、保護者等との会議や研修等でも役立つものと期待しております。

4件目は、3月2日、訓子府建設業協会様から休憩施設一式のご寄贈がございました。

これにつきましても、来年度のこども園外構工事において園庭に設置し、子どもたちの憩いの空間、触れ合いの空間として、末永く多くの子どもたちに愛されるものと思っております。

いずれのご寄贈者からも、訓子府町開基120年を記念し、また、訓子府町認定こども園「わくわく園」の開園をお祝いしてご寄贈されたものでございます。

ご寄贈いただきました皆さまからのご厚志に心から感謝申し上げますとともに、ご寄贈品につきましては、こども園施設内において町の次代を担う子どもたちのために、有効に活用させていただくこととしまして、こども園に対する4件のご寄贈の行政報告とさせて

いただきます。

以上でございます。

○議長（上原豊茂君） ただいまの行政報告につきましては、寄付に関わる案件でありますので、質疑を省略いたします。

以上をもって行政報告を終了いたします。

次に、日程第4に入るわけですが、その前に一言申し上げます。

本定例会にあたって、本日の資料差し替えが大量にあったということで、そのことにご協力いただきました議員の皆さまにお礼を申し上げますとともに、各事務担当につきましては、このようなことが起きないよう最大の努力を求めるところであります。

◎議案第35号

○議長（上原豊茂君） それでは、日程第4、議案第35号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。議案書166ページです。

町長。

○町長（菊池一春君） 議案書の166ページです。人事案件でございますので、私からご説明をさせていただきます。

議案第35号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。

固定資産評価審査委員会委員1名が任期満了になりますことから、地方税法第423条第3項の規定によりまして、次の者を選任したいので、議会の同意を求めます。

記以下についてご説明いたします。固定資産評価審査委員会委員につきましては、地方税法の定めによりまして、本町では川北地区、川南地区、市街地区からそれぞれ1名ずつ選任しており、そのうち川北地区の福野の山崎実氏が平成28年4月27日をもって任期満了となりますことから、後任としまして柴田豊喜氏を選任いたしたく、今定例町議会に提案をさせていただきましたので、よろしく願いをいたします。

ここで柴田豊喜氏の経歴を簡単にご紹介させていただきます。

(経歴等掲載省略)

このように柴田豊喜氏は、町民からの信望も厚く適任者と考えておりますので、ご同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、任期につきましては、平成28年4月28日から平成31年4月27日までの3年間でございます。

以上、固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（上原豊茂君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

川村議員。

○7番（川村 進君） 7番、川村です。ちょっとお尋ねします。これ柴田さんて、顔見知りというか、あまり親しくないけど知っています。これ柴田喜八さんのお兄さんの子どもですか、そしてこんなことを言うのはよくないのかどうかわかりませんが、こういう委員とか、いろいろなもの、町長の選挙の応援者があまりにも入り過ぎていないかというきらいがあります。ですから選任されるときにどういう条件を要していて、どういう状態で選任するかということがよく見えてこない。ですからそこら辺をきちんとしないと町民の方にあまりいい、喜ばしい結果でないのではないかと思うけど、どうですか。

○議長（上原豊茂君） 町民課長。

○町民課長（八鍬光邦君） まず、今回ご同意をお願いします柴田豊喜氏についての関係でございますけれども、柴田喜八さんのお兄さんの春良さんのお子さんということになるかと思えます。それから、こういった審査委員等ですね、町から選任していくような基準があるのかということでございますけれども、特別こうでなければならぬというのは、地方税法等でこういう人たちということにはなるとは思いますが、本町の中では、今言いましたように川北地区、川南地区、それから市街地区の3地区からということでお願いをしております。今回、川北地区が任期満了になり、前の方も13年ぐらいでしたか、お務めいただきましたけれども。そろそろということでの交代でございます。そのときにはですね、やはり現状、なかなか仕事を平日、日中お勤めになって、会社等に行かれていますという方はやはり難しいということがございまして、それから農民連盟等の役職も歴任されておまして、固定資産の関係の部分についても明るい方ということでお声をかけさせていただいて何とかご同意をいただいたという経過でございますので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

○議長（上原豊茂君） ほかにございませんか。

川村議員。

○7番（川村 進君） 7番、川村です。今の説明だと私が聞いた質問とちょっと違う。私が聞いたのは町長選の応援者ばかりが選ばれるようなことであっては、まずいかなということ。これ今回100万円寄付された柴田喜八さんのお兄さん、大変にいい方です。もう子どものときから知っているんです。それで善しあしは言いたくないけれども、そういうようなきらいが見えるということは、町長選で応援した幹事長か、それらをやった人の兄貴の子どもであれば、公平性ということを考えたときに、町民にどのような感じを与えるかということを考えて選任をしていただきたいということです。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 各委員がでございます。それぞれの担当部局で委員さんが任期満了になる。継続するかしないかと問います。基本的には例えば民生委員さんとかも、それらの方々もそうでしょうけれども、同じ地区で、この方ならというご推挙をいただくというのが1点、それからもう一つは、課として地域のバランスのこともございますから、それらのことを配慮して私のところにこの方を推挙したいと思いますけれどもいかがでしょうかという、これは起案含めて私の考え方を聞くということになります。今までいろんな委員がおりますけれども、この方駄目だと私が言った記憶はないんです。すなわちそれは川

村議員が心配するように、私がこの人をということ^{しいてき}を積極的にやりますと恣意的になると思わざるを得ないような状況があったとしたら、決していいことではないと思いますので、私は厳格にその辺のところは実行しているというのが一つです。それから今、柴田豊喜さんにつきましては、私の記憶では、私の後援会の役員でもありませんし、それから具体的な動きの中でということも私はあまり記憶しておりませんので、もし川村議員が私の応援者だということについては、議員がそのように感じているというだけであって、私どもの後援会とこの方との政治的な協力とかそういったことについては、あまり記憶がありませんのでご理解賜りたいと思います。

○議長（上原豊茂君） ほか、ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） それでは、質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

議会運営基準の規定に基づき、討論を省略することとし、ただちに採決したいと思いません。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、ただちに採決いたします。

これより、議案第35号の採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

◎議案第32号

○議長（上原豊茂君） 日程第5、議案第32号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。議案書157ページです。

副町長。

○副町長（佐藤明美君） 議案書の157ページになります。

議案第32号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定によりまして、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりまして、これを報告し承認を求めるといふものでございます。

この予算の専決処分につきましては、訓子府中学校の生徒3名になりますけれども、1月14日から16日まで、アルペンスキー中体連全道大会に出場したということから、開催地旭川カムイスキーリンクスになりますけれども、そこまでの所要の経費を1月13日付で専決処分したといふものでございます。

それでは、158ページを開いていただきたいと思いますと思うのですが、この専決処分に

よりまして、専決処分を行った平成27年度訓子府町一般会計補正予算（第12号）の内容を説明したいと思います。

まず、第1条で、歳入歳出予算の歳入歳出それぞれ18万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億235万7千円とするものでございます。

第2項では、この補正における款項の区分ごとの金額等になりますけれども、次のページの第1表のとおりですけれども、これについてはご覧をいただくことといたしまして、160ページをお開き願いたいと思います。この事項別明細書の中で中身を説明したいというふうに思います。

まず、歳出になりますけれども、160ページの下の方、歳出、10款、教育費、3項、2目、教育振興費の事業区分、右側になりますけれども、教育振興事業の部活動等派遣費補助金18万4千円を追加するものです。

この内容につきましては、生徒3名、それとコーチ、引率の計5名分の経費、総額36万6千円になりますけれども、前段の補助金で不足する分の18万4千円を今回補正するものでございます。

次に、上の表になりますけれども、これは歳入です。

18款、1項、1目の繰越金、これの18万4千円につきましては、この補正の財源調整をするというものでございます。

以上、専決処分の承認を求める内容につきまして、説明をさせていただきましたのでよろしくお願ひ申し上げます。

以上です。

○議長（上原豊茂君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより、専決処分の承認を求めることについての採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎議案第33号

○議長（上原豊茂君） 次に、日程第6、議案第33号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。議案書161ページです。

副町長。

○副町長（佐藤明美君） 引き続きまして、二つ目の専決処分になります。161ページになります。

議案第33号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりまして、これを報告し承認を求めるというものでございます。

この予算の専決処分につきましては、前段ちょっと説明しましたけれども、前の32号のとおりアルペンスキー中体連全道大会大回転で1名の生徒が全道大会で3位になったということから、全国大会の出場権を得たもので、全国大会は2月2日から6日まで行われ、開催地は富良野スキー場でございます、そこまでの所要の経費を1月26日付で専決処分したというものでございます。

それでは、162ページになりますけれども、専決処分書によりまして、専決処分を行った平成27年度訓子府町一般会計補正予算（第13号）の内容になりますけれども、その内容を説明したいと思います。

まず第1条で、歳入歳出予算の歳入歳出それぞれ15万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億250万9千円とするものでございます。

第2項では、この補正における款項の区分ごとの金額等でございますけれども、これは次のページの第1表のとおりでございますけれども、これについてはご覧いただくことといたしまして、164ページの事項別明細書をご覧いただきたいと思っております。

それでは164ページの下の方の表の歳出、10款、教育費、3項、2目、教育振興費の事業区分、教育振興事業の部活動等派遣費補助金15万2千円を追加するものでございます。

その内容は、先ほど言いましたように、生徒1名とコーチ、引率の合計3名分の経費総額15万2千円を補正するものでございます。

次に、上の表の歳入になりますけれども、18款、1項、1目、繰越金の15万2千円につきましては、この補正の財源調整をするというもので、先ほどと同じでございます。

以上、専決処分の承認を求める内容につきまして、説明をさせていただきましたけれども、よろしく願い申し上げます。

以上です。

○議長（上原豊茂君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

川村議員。

○7番（川村 進君） 7番、川村です。専決処分でもいいんですけども、とにかく教育というものはお金がかかるということは両親に知らしめて、そういうものに参加するときには、私らの時代から学校からなんか弁当代も出ない。何も出ないところで活躍してきた今の訓子府があるわけです。はっきり言って、この子たちが訓子府に住み着いてくれるかどうか分からない、就職はどこにするかも分からないという段階でお金ばかりかけて本当にいいものであるかどうか。これは判断してもらわないと困ると思いますよ。お金ばかり出してあげて、本町でね、いろいろ何かリコーダーのどうの、何がどうのってお金ばかり出している。それで父兄がどれだけ負担をしているか。これをきちんとしてもらわな

いと、これは本来は予算化してお金を出すということにはならないと思うんです。ですから父兄がどれだけお金を負担して、子どものためにお金を使っているかということをおね、きちんと出していただきたいと思いますがどうですか。

○議長（上原豊茂君） 管理課長。

○管理課長（森谷 勇君） 今、川村議員の方からお尋ねのありました保護者等の、こういったスポーツ活動における自己負担のことについてお尋ねがありましたけれども、まずご理解いただきたいと思いますが、この中学校の部活動につきましては、学校の教育活動の一環ということで位置付けられている活動でありますことをご理解をいただきたいと思います。今回の派遣費の補正については、部活動における大会への派遣費のみでありまして、これまでこの部活それぞれの活動におけるもの、例えばこのスキーであればスキー用品、多額の費用負担をしていると、父兄の中で費用負担をしているということもありますし、それぞれの部活動においても各種の用具、ユニフォームだとかも含めて一定程度、父兄が負担をしながら、この活動を行っているということをご理解をいただきたいと思います。学校教育におけるものについては、各種大会派遣費等を町の教育費の中でみさせていただいているということをご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（上原豊茂君） ほか、ご質疑ございませんか。

川村議員。

○7番（川村 進君） 7番、川村です。よく説明がわからないんですけども、要するに私の言っているのは、結婚して子どもを産んで、子育てに国も市町村もどこもかしこもお金を出して、ものすごい優遇してやっていくことがね、私は絶対いいことだと思わない。私もおふくろ一人で、いろいろなものに参加してきて、町からなんか助成なんか一銭もなかった、はっきり言うけど。今後このような状態でやっていくと、どこに何をやって、どんなことでも町からお金が出るというね感覚を持たせちゃうんじゃないか。それは絶対にいけないと思う。子どもたちには子どもたちに負担してもらって、親が負担するというのを教えこまなきゃいかん。それをなんでもかんでも町がお金出しますお金出しますでは、世の中壊れちゃう、だから今回はやっちゃったもので、お金払っちゃったものだからしょうがないんだろうけれども、今後やるときには、きちんとそれを考えて出してもらわなかったら困ると思います。

○議長（上原豊茂君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 今、部活動の大会派遣にかかわりまして川村議員からご意見いただいたところでございますが、次代を担う子どもたちのためには、教育に関わらず、いろいろな負担を町は負担というか支出をしているわけで、私たち大人がやはりこれからの子どもの成長を見守っていかなければならない部分から言いましたら、私自身は公費の中でそういう部分を支援をしていくということが大切だと思っています。先ほど来言いますように、保護者はそれなりの部活動、部活動の部分を行いますと、少年団活動なり、先ほどうちの課長が説明したとおり用具だったり、それぞれの負担の中で子どもたちの成長を支えているもので、それぞれの役割の中で行政なり父兄がやっているものだと思っておりますので、その辺をご理解をいただきたいと思っております。

○議長（上原豊茂君） ほか、ご質疑ございませんか。

河端議員。

○3番（河端芳恵君） 3番、河端です。今いろいろなお話を聞いていて、私は部活動で頑張ってる子どもたちを応援する。その参加するのに経済的な事情で行けない方も中にはいたりするかもしれませんが、そういうことをなくして頑張ってくださいって町が応援することは私はとてもいいことだと思いますし、全ての子どもたちがいろんな学習の機会に参加できるということを保障してあげるのはいいいことだと思います。ただ、全道大会の参加費の一部をとるか、全国大会に行ったらどの部分をとるか、全体的にそういう規定というか、そういうことがあるのか、そこをお伺いいたします。

○議長（上原豊茂君） 管理課長。

○管理課長（森谷 勇君） 今、河端議員の方から大会派遣費の規定があるかということでお尋ねがありましたけれども、教育委員会の方につきましては、この中学校の部活動における大会派遣基準というのがあります。これに基づいて交通費や宿泊費、またはそれに代わる負担金だとかということを明示いたしまして、要綱等を定めております。また補助の基準でありますけれども、地区大会、全道大会、全国大会とそれぞれの大会がありますけれども、その大会については部活動における活動については全額大会派遣費を補助しているということでもあります。

以上です。

○議長（上原豊茂君） ほか、ご質疑ございませんか。

川村君。

○7番（川村 進君） 7番、川村です。私の言っていることを理解していないのはいいかい。私は今のやり方だと子どもたちが何でもかんでも役場がやってくれるから、お金を出してくれるからという感覚で育てては困るということを言っている。きちんと子どもが育つ段階で、こういうものに対しては自分がお金を用意しなければならない。用具を大事にしてとか、いろいろの教育、教えというものが生かされる仕組みを作らなければいけない。何でもかんでも行政がやってくれる、役場がやってくれる、これをやってくれないのは役場のせいだという町民の方がいっぱいいますよ。はっきり言うけれども。だからそういう感覚を持たすなということを言っている。お金を出すなとは言っていない。きちんとしたものがなければ最後はお金を出してはいけないことになる。今後の教育委員会もきちんとそういうことを教育する、そういう場であってもらわなければ困る。

○議長（上原豊茂君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 今、教育に対するご意見をいただいたところでございますけれども、先ほど来、申し上げますように、今時点も保護者も保護者なり町なりのその役割をわかりながら、それぞれの活動を行っているところでございますし、今後もその辺の私たちの制度の趣旨がわからない部分が多少あるとしたら、その辺も含めて保護者なりにお知らせしながら、これからも子どもたちの支援に、また教育に努めてまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） ほか、ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより、専決処分の承認を求めることについての採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎議案第5号

○議長(上原豊茂君) 日程第7、議案第5号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。議案書は1ページです。

6番、余湖龍三君。

○6番(余湖龍三君) ただいま、議長のお許しがいただきましたので、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を説明いたします。議案書1ページをお開きください。

議員提案であります。議案第5号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年条例第31号)の一部を改正する条例を次のように制定しようとするものであります。

平成28年3月7日提出、本案の提出者は所管の議会運営委員会でございます。

訓子府町議会議員 余湖龍三、同じく、須河徹、同じく、山田日出夫、同じく、西山由美子の4名でございます。

平成27年8月6日に国家公務員に対して出された人事院勧告に基づく給与改正法が今通常国会で成立いたしました。本町の議会議員の期末手当については、従来からこの勧告に準じて改正してきている経過を踏まえて、本年2月4日の全員協議会において協議を行い決定し、この条例案を提案させていただくものであります。

それでは、記以下について、ご説明いたします。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。

改正の内容につきましては、次のページに新旧対照表を掲載しておりますのでご覧いただきたいと思っております。

表の右側が現行であり、左側が今回の改正案でありまして、改正箇所には下線を引いております。なお内容の説明につきましては、下段にあります期末手当改正概要にてご説明いたします。

まず第1条であります。12月期の期末手当を現行の2.125か月から2.225か月とし、年間の支給月を0.1か月プラスし4.2か月とするものであります。

なお、これにつきましては、平成27年度限りの措置であります。

また第2条では、平成28年度以降に支給される分についてであります。6月期に支給される期末手当を現行の1.975か月から2.025か月とし、12月期に支給され

る期末手当を2. 225か月から2. 175か月とし、年間の月数を27年度と同様4. 2か月とするものであります。

次に、2ページに戻りまして附則であります。この条例は交付の日から施行するものとしたしますが、ただし第2条の規定につきましては、平成28年4月1日から施行するものであります。

また改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払いとみなすことといたします。

以上、議案第5号について、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

○議長（上原豊茂君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑は提出議員に対する質疑といたします。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

川村君。

○7番（川村 進君） 7番、川村です。この議案につきまして、まず、議員というものは、財政健全化というものを第一に頭に置かなければならないと思っています。そのとき、このボーナスを上げるということ、人事院勧告と言っていますが、私たちがこれを賛成して上げることに町民の方々がどう思うか。私は上げなければならない理由はないと思っています。それで今回も何人かの方、それからいろいろ詳しい方にお話を聞いたりしました。そうしたときに議員定数がまず多いということ。そして委員会を一つにして委員長の数を減らし、議長、副議長と委員長が4名になるはずで、議会運営委員長と。そうすると健全な財政になんばかでも近づけるための努力がみられるけれども、今ここでこのように上げるということになると、町民感情を逆なですて、いい結果は出ないと。町民はそれだけでなく町議会議員は給料が高いと言っています。まず、そして、ボーナスが出るのかと、ボーナスなんか与える必要がないのではないかという人もいます。ですから、それを考えたときに我々は財政健全化の先走りじゃなくて、絶対に進めなければならないときに、我々のボーナスを上げる、そんなことを考えるということはおかしいと思う。だから私は反対しなきゃならないし、上げる理由がない。そう思っています。どうですか。

○議長（上原豊茂君） 余湖龍三君。

○6番（余湖龍三君） お答えします。今回の条例の改正につきましては、今まで本町の議会議員の期末手当は、従来から国家公務員に対する人事院勧告に準じて引き上げる、あるいは引き下げている町の特別職に準拠しております。ですから今回もそのような措置になるんだと思います。今回の人事院勧告に準じて特別職の期末手当が引き上げられる予定のことから、本町の議会議員についても従来どおり引き上げることとして、先の全員協議会で決定したものでありますので、そのようによろしく願います。

○議長（上原豊茂君） ほか、ご質疑ございませんか。

川村進君。

○7番（川村 進君） 7番、川村です。人事院勧告に従うと言うけど、人事院勧告というのは何をいっているかということ、スト権を封じ込めて、それでストをやるんだったらス

ト権奪還ストをやってこいということで人事院というものはつくられた。我々議員に当然スト権はありますよ。これは山猫ストでいいわけだから、組合をつくってなくてもストはできる。けれども、この人事院勧告を受け入れるというのは、あくまでもスト権を封じ込めるためだから、我々がそれらを考えたときに、人事院勧告なんかを何のために受けなきゃならんか。そして今の説明では、何のために上げるかというのは、人事院勧告で従来どおりという、それだけの説明であって、本来、安いから少しでも上げなければならんという感覚でものを言うのであればいいけれども、今までの流れの中だけということであれば、全然意味がなさない。高いから下げるんだったら賛成する。おかしい。

○議長（上原豊茂君） 余湖龍三君。

○6番（余湖龍三君） 個人的な意見としては、私は答える何ものもないので申し訳ございません。ただ、人事院勧告に基づいて、このような期末手当の上下をするというのは今までの議会にとっては流れとしてやってきたことでありますし、前回の全員協議会においても全員一致の中でこれを上げてきたものでございますので、ご理解いただくしかないと思います。

○議長（上原豊茂君） ほか、ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ございませんか。

川村進君。

○7番（川村 進君） 反対討論。これは町民の感情を逆なでする第一の問題であるということ。我々のいただいている議員報酬、高いという人が大半です。そこをまた上げるということは、これは町民の方々は大変立腹される。そして今回、先ほど言いましたけれども、定員を少なくしてという町民の方がたくさんいます。報酬も下げるとい人もいます。ですからこれを上げるのは絶対にいけないと思っています。ですから私は町民の考えを逆なですて、それまでして上げる、そういう必要性はないし、財政健全化に向かう我々は自分の身を削るという感覚でいかなきゃいかんと思うので反対します。

○議長（上原豊茂君） ほか、賛成討論ございませんか。

西山由美子君。

○10番（西山由美子君） 10番、西山です。ただいまの川村議員の反対討論に対して賛成討論を行います。私たちは町民から選ばれて議員になったわけで、そのなった時点から身分というのは、それぞれの町村の特別職の公務員であると記されております。その中で私たちも自分の経験からものを言うしかありませんけれども、今までも人事院勧告に準じて引き下げを行った時期がありました。職員と共にですね、そういう決まりの中で進んでいるということで自分も理解しておりますし、今回もその中で引き上げが行われるということで、前回の全員協議会の中で全員で決めたはずです。今、川村議員がおっしゃった町民との意識の乖離、もしそれがあれば、それを是正するならば、私たちの活性化委員会の中で定数および報酬について、もっともっと深く議論をしていくこと。そして町民に理解されないということは私たちの議会活動に関しても理解されていないことと通じるので、それもやはりこれからの今後の私たちの議会の活動の中で町民に理解を求めてい

く。それを10人全員でこれからしっかりと議論していく中で進めていくべきだと思います。今回の提案に対しては議員全員で話し合ったことですので賛成討論いたします。

○議長（上原豊茂君） 次に、反対討論の発言を許します。

反対討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 次に、賛成討論の発言を許します。

賛成討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） それでは、討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（上原豊茂君） 挙手多数ですので、よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで午前10時50分まで休憩といたします。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時50分

○議長（上原豊茂君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

◎議案第18号、議案第19号、議案第 6号、議案第 7号、議案第 8号
議案第 9号、議案第10号、議案第11号

○議長（上原豊茂君） この際、日程第8、議案第18号、日程第9、議案第19号、日程第10、議案第6号、日程第11、議案第7号、日程第12、議案第8号、日程第13、議案第9号、日程第14、議案第10号、日程第15、議案第11号は、関連する議案なので一括議題といたします。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。

まず、議案第18号 町長、副町長及び教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由の説明を求めます。議案書99ページです。

総務課長。

○総務課長（森谷清和君） 議案書の99ページをご覧ください。

議案第18号 町長、副町長及び教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

町長、副町長及び教育委員会の教育長の給与等に関する条例（昭和25年条例第15号）の一部を改正する条例を次のように制定しようとするものでございます。

本町の給与制度につきましては、国家公務員の給与制度に準じて定めておりますが、今回の改正は、昨年8月に人事院勧告があり、本年1月、人事院勧告どおりに国家公務員の給与が改定されたことを受け、これに準じて町長、副町長及び教育委員会の教育長の給与

のうち期末手当について改定するものでございます。

本条例の一部を改正する条例の本文につきましては100ページにございますが、その内容について整理したものが101ページの下段、期末手当改正概要という表がありますのでご覧いただきたいと思っております。

改正内容でございますが、年間の期末手当支給月数を4.1か月から4.2か月へ、0.1か月分を引き上げるものでございます。

この表にありますように、第1条では、平成27年度の支給内容を規定しており、12月期に年間引き上げ分0.1か月上乗せし、現行2.125月を2.225月として支給するものでございます。

第2条は、平成28年度以降の支給内容を規定しており、6月期、12月期にそれぞれ、現行の支給月数に0.05月上乗せして支給するものでございます。

前の100ページに戻っていただき、附則をご覧いただきたいと思っておりますが、ただいま申し上げた支給内容とするため、第1条では、施行期日、適用月日について定めております。

第2条では、平成27年度分の12月分の期末手当は既に支給済みでございますが、これは、改正後の期末手当の内払いとみなすことを規定しております。

以上、議案第18号 町長、副町長及び教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 次に、議案第19号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由の説明を求めます。議案書102ページです。

総務課長。

○総務課長（森谷清和君） 議案書の102ページをご覧ください。

議案第19号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

職員の給与に関する条例（昭和26年条例第3号）の一部を改正する条例を次のように制定しようとするものでございます。

今回の改正は、議案第18号でもご説明申し上げましたが、本町の給与制度につきましては、国家公務員の給与制度に準じて定めており、昨年8月に人事院勧告があり、本年1月、人事院勧告どおり、国家公務員の給与が改定されたことを受け、これに準じて職員の給与のうち、給料表と勤勉手当を改定するものでございます。また平成26年5月に地方公務員法が改正されまして、本年4月から人事評価制度を導入することとなり、これに伴い等級別基準職務表を定めること、さらに表中の規定内容を整理するための改正でございます。

改正文につきましては、103ページから108ページにかけてございます。

まず、給料表の改定でございますが103ページをご覧ください。

第1条の一番下の行「別表第1を次のように改める」とありますが、この別表第1は給料表のことでございますが、104ページから106ページにかけての表のとおり改正するものでございます。改正内容は、1級初任給を2,500円引き上げ、若年層について2,500円から1,200円の引き上げ、若年層以外の年齢層につきましては1,100円引き上げを基本に改定するもので、平成27年4月1日に遡及して適用するこ

ととしております。

次に、勤勉手当の改定でございますが、改定内容を整理したものが109ページの期末・勤勉手当改正概要の表であります。

まず、一般職員であります。表の右側の年間の勤勉という欄がありますが、これは勤勉手当でありまして、現行、年間1.5か月を1.6か月に0.1か月分引き上げるものでございます。

第1条では、平成27年度の支給内容を整理しておりますが、12月期の勤勉手当の欄をご覧いただきたいと思いますが、現行0.75か月に0.85か月に0.1か月引き上げて支給することとしております。

第2条では、平成28年度以降の支給内容を整理しておりますが、6月期、12月期、それぞれの勤勉手当を0.05か月引き上げることとしております。

下の表は、再任用職員に関わるものでございます。

本町には、現在のところ再任用職員はおりませんが、年間でいいまして表の右側の勤勉手当の欄をご覧いただきたいと思いますが、現行0.7か月に0.75か月に0.05か月引き上げるものでございます。

第1条では、平成27年度の支給内容を整理しておりますが、12月期に現行0.35か月に0.4か月に0.05か月引き上げ、第2条の平成28年度では、6月期と12月期、それぞれの勤勉手当を0.025か月引き上げることとしております。

次に、地方公務員法の改正に伴う改正でございます。

まず、議案書113ページの新旧対照表をご覧いただきたいと思います。

アンダーラインを引いている箇所が改正箇所でございます。右側の現行の欄に別表第2「級別職務分類表」がございますが、給料表は1級から6級まで分類されており、それぞれの級の標準的な職務の内容を定めたものがこの表でございます。

地方公務員法が改正されまして、改正案の欄にあります「等級別基準職務表」に名称が変わりましたので、今回改正するものでございます。合わせて改正案で4級の標準的な職務の欄中のアンダーラインの部分「副園長を含む」とありますが、これは現在の幼稚園、保育園の副園長、4月以降はこども園の副園長を指しますが、副園長を課長補佐職の職務と位置付け、5級の欄中のアンダーラインの部分「会計管理者」とありますが、現行では、課長等とは別に規定しておりましたが、課長等と同じ職務に位置づけておりますので、これを整理して課長等にまとめて規定するものでございます。

次に、議案書の111ページの新旧対照表をご覧ください。

第1条では、地方公務員法の改正に伴い、条例の根拠となる条項の改正で、第24条第6項を同条第5項に改めるものでございます。

次に、条文見出しも含め第3条と第4条中の「級別職務分類表」を「等級別基準職務表」に改めるものでございます。

前の108ページに戻っていただき、附則をご覧いただきたいと思いますが。

附則の第1条では、この条例は公布の日から施行する旨規定しておりますが、改定後の給料表が平成27年4月1日から適用となること、平成27年度と平成28年度で勤勉手当の支給内容が異なるため、それぞれの施行期日について規定。

第2条では、既に支給された給料、勤勉手当については、改正後の給料および勤勉手当

の内払いとみなすことを規定しております。

以上、議案第19号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（上原豊茂君） 次に、議案第6号 平成27年度訓子府町一般会計補正予算（第14号）についての提案理由の説明を求めます。議案書4ページです。

副町長。

○副町長（佐藤明美君） 議案書の4ページになります。

議案第6号 平成27年度訓子府町一般会計補正予算（第14号）の説明を申し上げます。

まず、第1条では、歳入歳出それぞれ1億8,967万9千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ46億9,218万8千円とするものでございます。

第2項にありますように、この補正の款項の区分ごとにつきましては、5ページ、6ページの第1表のとおりでございますけれども、これは後でご覧いただくことといたしまして、この後の9ページ以降の事項別明細書の中で説明させていただきたいというふうに思います。

第2条は、翌年度に予算を繰り越して使用することができる繰越明許費について、第3条では、地方債の補正について定めておりますけれども、それぞれ第2表、第3表により説明させていただきたいと思っております。

それでは、7ページをお開き願いたいと思っておりますけれども、7ページの第2表です。繰越明許費について説明をいたします。この内容については、59ページの繰越明許費の調書をご覧いただきたいと思っておりますけれども、一番上の情報セキュリティ対策事業から7本の事業の内容につきまして記載しておりますけれども、2番目の個人番号カード交付事業と4番目の道営訓子府北西地区農地整備事業についてのみ平成27年度事業の未実施分、当初の未実施分と国の補正予算による繰り越しというふうになっておりますけれども、他の5本の事業につきましては、すべて今回の国の補正予算による繰り越しという内容になっております。なお、これらの事業内容につきましては、別に配布しております資料2というのがありますけれども、投資的事業の内訳の中に書いてございますので、後ほどご覧いただきたいというふうに思っております。

次に、もう1回、8ページの方に戻っていただきたいんですけれども、この8ページにつきましては、第3表 地方債の補正になりますけれども、一番上の表が新たに追加する起債として、情報セキュリティ対策事業債で個人番号法の関連で新たに起債が認められ追加するもので限度額540万円、証書借り入れの利率5%以内の政府資金とするものでございます。

下の表が今回変更する起債でございます11本でございます。左側に補正前の金額、右側に事業確定に伴う借入限度額になりますけれども、その変更でございます。

それぞれの事業におきます地方債の増減額につきましては、事項別明細書の歳入および歳出の中でその理由をそれぞれ説明させていただきたいというふうに思っております。

ここで60ページを開いていただきたいと思っておりますけれども、この60ページの表は地方債の年度末における現在高の見込みに関する調書でございますけれども、この右側の下

から3行目、平成27年度末の現在高見込額は47億2,844万9千円というふうになってございます。

続いて9ページ以降は、歳入歳出予算補正事項別明細書になりますけれども、これにつきましては、主な補正の内容につきましては、これは時期的にも年度末ということもございまして、大部分は事務事業の実績、あるいは精算による増減でございまして、いわゆる一般的に整理予算というふうについてございますけれども、それですので、それともう一つ、今回電気料については当初値上げ率が大体、はっきりと決まっているわけではないのですが、大体18%程度を当初予算で見込んでございましたけれども、実績でいきますと、大体10%弱になったということで、多くの施設の電気料で減額となつてございます。それと燃料費についても、皆さんご存じのように燃料の単価が大幅に下落していることから、それぞれ減額となつてございますので、説明については、それらを除いた特徴的なものだけにさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

特に、歳入については、説明欄の記述で歳出の補正予算の見合いであることがわかるもの、あるいは単なる決算見込みによるものなどについては、説明を省略させていただきたいと思ひますので、あらかじめご了承くださいというふうに思っております。

それでは、最初に、いつものように歳出の方から説明させていただきたいと思ひますけれども、20ページの事項別明細書になります。

まず、20ページの上の方になりますけれども、1款、1項、1目の議会費の事業区分、議員人件費では、前段の議案第5号による条例改正に伴いまして、議員の12月の期末手当の支給率2.125か月から2.225か月へと0.1か月引き上げになりましたのと、委員長1人と議員4人について6月の期末手当の在職期間調整を行ひまして減額調整することになります。議員の職員手当の総体では109万9千円の減額ということになってございます。これは選挙がありましたので、中間の部分の月の分が変わつて減るということと、まともに1月いかないということになりますので、その辺の減額になります。

その下の事業区分、議会運営費では、新人議員研修の日帰り実施および飛行機の早割活用などによりまして32万5千円の減というふうになってございます。

次に、下の表になりますけれども、2款の総務費、1項、1目、一般管理費の右側の事業区分、職員管理研修事業では、町村会主催の各種宿泊研修が近隣町になったこと、あと議会と同じように、飛行機の早割の活用をした。それと自主グループの研修の実施内容変更などによりまして88万3千円の減額というふうになります。

その下の事業区分、各種表彰事業では、功労者等の該当者の減により23万3千円の減額というふうになっております。

次のページになります。

一番上の事業区分、総務一般管理事業、これでは、大きくは退職に伴う再雇用の希望がなかった期限付き専門員1名分の賃金および共済費などで317万3千円の減というふうになってございます。

その下の一つ飛んで、事業区分、姉妹町交流事業、下の方から5行目ぐらいですか、津野町への表敬訪問と産業祭の参加を同時に行ったということから、参加者が実質的に減になりますので41万円の減ということになります。

その下の事業区分、情報管理事業では、個人番号制度に関するセキュリティーの強化として、L G W A N接続とインターネット接続の分割をしなければならない。秘密保持のため、しなければならない。さらに個人番号利用事務の認証および媒体利用禁止の環境整備を行うこととしまして5, 4 0 9万6千円の追加ということになります。なお、これにつきましては、国の補正予算の対象事業で繰越事業というふうになるものでございます。

次のページにまたがっていきますけれども、上から2行目の事業区分、各種基金積立金では、実績に伴う補正および後年度の大型事業に備えるための積み立てで、財政調整基金では、資金区分を備荒資金組合に変更したということもございまして3 0 4万9千円の追加でございます。

減債基金では、後年度の公債費償還に充てるための積み立てで1億7, 3 0 3万6千円追加。

それと次の社会資本整備基金では、将来の投資的事業などの負担に備えるために8, 8 9 2万5千円の追加。

それと地域活性化基金につきましても、将来負担に備えるため4, 0 2 9万6千円の追加。これが主なものとなっております。なお、端数につきましては、利息変更に伴う増減というふうになっています。

その下の4目、公有林管理費の事業区分でいきますと、町有林整備事業（補助）となっておりますけれども、これにつきましては、造林業務の間伐において列状間伐を行ったことによる減と、地拵え、下刈り、間伐による執行残になりますので5 2 6万9千円の減でございます。

その下の事業区分、町有林整備事業（単独）、これでは、主に皆伐による出材量の減と風倒木処理の実施見送り、残りは執行残でございますので、5 5 6万5千円の減となっております。

次に、2 3ページの6目、住民活動費の右側、事業区分、住民活動促進事業では、主に町内会連絡協議会事業の街灯整備について街灯のL E D化事業を今予定しているということから、劣化街灯の整備を見送った、町内会でやるものを見送ったということで1 4 9万4千円の減というふうになってございます。

次に、8目の企画費になります。事業区分、地方交通対策事業の高齢者ハイヤー利用サービス業務では、月平均の利用実績が下がったこともありまして4 7万1千円の減額をしてございます。

その下の路線バス高齢者利用支援事業におきましても、平均利用実績が、これも下がったことによりまして2 2万7千円の減。

その下の生活交通路線維持対策事業費補助金では、北見バスの本町を經由する地域幹線、勝山線と置戸線、陸別線、この3路線の平均乗車密度が国・道の補助金が減額される5人未満ということになったものですから、町の負担が新たに発生したと、補助金が減ったから町の負担が増えたということで、3路線で2 9 4万5千円を計上するものでございます。

次のページにまたがりますけれども、一番上の行の事業区分、まちづくり推進事業では、負担金、補助及び交付金の空き家活用定住対策補助金として4件分を計上しておりましたけれども、該当者が1件で、6か月掛ける月5万円、3 0万円の実績ということで1 3 0万円を減額するというものでございます。

その下の事業区分、まちづくりパワーアップ特別対策事業では、これは町民税1%の補助ですけれども、4本の事業の執行残ということで30万円を減額してございます。

次に、25ページの上の表になります。

2款、2項、2目の賦課徴収費、この右側、事業区分、賦課徴収事業では、過年度分の所得更正および法人税の予定納税の還付金が発生したことによりまして、不足する分10万円を追加するというものでございます。

下の表になります。

2款、3項、1目の戸籍住民登録費の事業区分、戸籍住民登録事業では、これも個人番号関連で事務経費の増加通知があったということもございまして27万4千円を追加してございます。

その下の同じく個人番号関連で地方公共団体情報システム機構から示された交付金算定通知により不足する分89万9千円を追加してございます。

次に、26ページになりますけれども、2款、4項、2目の知事・道議会議員選挙費につきましては、これは事業確定による執行残ということで163万円の減でございます。

次に、27ページ、2款、4項、3目の町長・町議会議員選挙費にかかる事業につきましても執行残で378万円の減額でございます。

次に、29ページの上の表になります。

2款、6項、1目の監査委員費の事業区分、監査委員運営費では、管内町村等監査委員協議会会長職にある本町の代表監査委員が会長職として出席する会議については、協議会の負担となりますので、主にその部分の費用弁償が減ったということで23万8千円を減額してございます。

次に下の表になりますけれども、3款、民生費になります。1項、1目の社会福祉総務費の右側の事業区分、重度心身障害者医療費助成事業では、月々の実績および実績見込みによりまして421万9千円の減額。

その下の事業区分、国民健康保険特別会計繰出金につきましては、保険基盤安定負担金、保険税軽減分の助成ですけれども、この公費助成で809万3千円の追加、また、出産育児一時金分では、出生者が少ない見込みであることから56万円を減額、財政安定化支援事業では120万7千円の減額、その他一般会計繰出金では、財源補てん分と実績見込みによりまして2,031万9千円減で合計1,399万3千円の減となるものでございます。

その下の事業区分、障害者等福祉事業では、委託料の配食サービス事業ですけれども、これは年間延べ858食から520食に減ったということから27万1千円の減額をしてございます。

その下の重度身体障害者交通費助成では、タクシー利用者が45人から37人に減ったということから11万7千円の減額。

その下の事業区分、地域生活支援事業では、移動支援事業でございまして、利用回数が延べ年間280回から210回に減ったことから47万9千円の減。

その下の日中一時支援事業では、これは年間35回から10回に減ったということから1万5千円の減額をしております。

その下の日常生活用具給付費では、ストマ用具の申請者の減によりまして36万7千円

の減額となります。

次のページが一番上の事業区分で、臨時福祉給付金事業では、臨時福祉給付金システム改修業務の執行残ということで24万1千円の減でございます。

その下の負担金、補助及び交付金につきましては、当初1,200人を予定してございましたけれども906人の実績ということで176万4千円を減額しております。

その下の事業区分、年金生活者等支援臨時福祉給付金事業では、昨年12月に閣議決定されました事業でございます、この事業の条件は、平成27年度臨時福祉給付金の対象者のうち、平成28年度中に65歳以上になる人で、一人につき3万円を給付するというもので、これは800人を想定し、一番下の行の負担金、補助及び交付金で2,400万円を計上してございます。そのちょっと上の方にあります委託料では、この事業のためのシステムを導入するというので、その経費45万4千円を計上しております。なお、この職員手当から役務費までは事務費というふうにお考えいただきたいと思っております。

次、31ページ、一番上の2目になりますけれども、老人福祉費の事業区分、居宅介護支援事業では、この事業は、社会福祉協議会が行う訪問介護および居宅介護事業会計における収支の補てん分を町が補助するというもので、実績見込みによりまして86万6千円の減ということになります。

その下の事業区分、老人保護措置事業では、養護老人ホームへ入所する際に生じる費用でございます、新規入所者の実績がなかったということから1名10か月分307万3千円の減額でございます。

その下の事業区分、高齢者在宅サービス事業のショートステイ事業では、静寿園の増床による入居者増で、今までのショートステイ利用日数が減ったと、増床したことによって、ここに通っていた人がそっちにいったという意味ですけれども、そのことによりまして220万8千円減の67万1千円と大きく減額となっております。

その下の災害弱者緊急通報装置通信相談業務では、当初利用者が延べ960台、80台の12か月ということですが、それが延べ548台に減ったということで71万2千円の減額になってございます。

一つ飛んで、事業区分、介護保険特別会計繰出金では、これは介護保険給付および事務費の減少に伴いまして介護給付費分で92万9千円、その他一般会計繰入金の介護保険システム改修で国の補助金が確定したということもございまして181万8千円の減、繰出金の合計で278万5千円の減でございます。

一つ飛んで、事業区分で、後期高齢者医療特別会計繰出金では、これは広域連合の基盤安定負担金の増に伴いまして95万4千円の追加と事務費60万8千円の減、合計で34万6千円を追加するというものでございます。

次に、32ページの下表になりますけれども、3款、2項、1目の児童福祉総務費の事業区分、乳幼児等医療費助成事業では、一番下の行の医療費の助成になりますけれども、実績見込みでは例年2・3月は大きく変動する月にあたりますので、月の最高額を2・3月分は見込みまして187万3千円を追加するというものでございます。

次に、33ページ、上の方になりますけれども、3款、2項、3目の児童福祉施設費の事業区分、常設保育所運営事業では、共済費および賃金で臨時保育士1名の退職による減額で、その下の合同観劇会出演料および賄材料費については、これは執行残というもので

ございます。

次に、4目になります。児童措置費の事業区分でいきますと、児童手当支給事業では、児童手当システム保守業務で、データセンターのクラウドシステム導入によりまして7月から2月までの保守業務が無償対応になったということから39万5千円の減額となっております。

その下の事務用備品では、クラウドシステム導入によりまして、当初予定していたサーバー等を買う必要がなくなったということから183万6千円の減額。

一番下の扶助費の児童手当費では、児童数が月当たり645人から588人になったことから、減ったことから561万円の減額ということになります。

次に、34ページの真ん中、6目、子育て支援センター費の右側になりますけれども、事業区分、子育て支援センター運営事業では、賃金の代替支援員では配置日数の減少によりまして30万円を減額しております。

その下の託児報償では、個人託児の減少によりまして10万円の減額ということになります。

次に、35ページ、4款の衛生費になります。1項、1目の保健衛生総務費の2段目の事業区分、妊婦健康診査事業では、母子健康手帳交付見込数の減によりまして72万7千円の減額。

その下の事業区分、水道事業助成事業の水道事業会計出資金では、道道の若富工区が未着工といたしますか、未施工といたしますかのため、水道の工事もなくなりましたので473万3千円の減額でございます。

その下の事業区分、特定不妊治療費助成事業では、申請見込数の減によりまして22万4千円の減額でございます。

次に、2目、予防費、事業区分でいきますと、健康診査事業では、後期高齢者の健康診査で102名の見込みが67名ということで24万3千円の減額、町民健康診査では41名の見込みが36名で19万3千円の減額。

その下の事業区分、予防接種事業、ここの委託料になりますけれども、子宮頸がん予防接種で接種希望者がなかったことから8万8千円の減額でございます。

次のページにまたがりましてけれども、水痘予防接種では、177件の予定が100件になったということから37万5千円の減額。

続いて、成人用肺炎球菌予防接種では、これは340件から231件になったということから60万8千円の減額。

同じく、子どもインフルエンザ予防接種では、660件の予定が429件になったことにより26万5千円の減。

このことにより、前のページの下から3行目の医薬材料費、60万9千円がこれに連動して減っているということからでございます。

36ページの上の表になりますけれども、右側の4行目の事業区分、検診・検査事業の国庫支出金等返還金では、これは平成26年度のがん検診推進事業補助金の超過交付に伴う返還金で2万円を追加してございます。

次に、下の表になりますけれども、4款、2項、1目の塵芥処理費の事業区分、塵芥処理事業では、光熱水費で、これは水処理工程を見直したということもございまして50万

円の減額。

その下の手数料では、水処理工程見直しに伴う汚泥処理量が減ったということで産業廃棄物処理手数料が30万円の減額になります。

その下の可燃ごみ処理業務では、平成26年度分の焼却対象ごみ処理経費の精算、それと本年度の処理量の実績見込みに伴い95万円の追加ということになります。

その下の備品購入費では、ごみ収集車1台の購入で、これは入札に伴う執行残で168万5千円の減額です。

次、37ページ、上の表になります。2目のし尿処理費の右側、事業区分、し尿処理施設整備事業では、これは旧端野処理場解体事業費負担金で、解体工事の入札による執行残が出たことから482万3千円の減額というふうになってございます。

次に、下の表、これは6款、農林水産業費になります。1項、3目、農業振興費の事業区分、農業振興対策一般事業では、北見地区農業振興連絡協議会負担金で、これはGPSを活用した先端ロボットの基地局の導入を予定していましたが、実証実験によりまして事業が変更になったということで75万円を減額しております。

その下の事業区分、機構集積協力金交付事業の耕作者集積協力金交付事業補助金では、事業要望者の助成対象面積の確定によりまして411万2千円の減額となっております。

次に、38ページになります。これは5目、ここから農業基盤整備事業費になりますけれども、右側の事業区分、農業基盤整備事業の道営訓子府北西地区農地整備事業負担金では、当初の予算の事業費が減額されたことがございまして1,602万1千円の減、その後の国の補正予算がこの事業に900万円追加されたということから、差し引きすると702万1千円の減額ということになります。また今回追加された900万円と既存予算のうちの1,423万円を合わせた2,323万円は、これは翌年度に繰り越すというものでございます。

その下の道営訓子府高園地区農地整備事業負担金においても同様に当初予算よりも1,287万8千円の減、補正予算により2千万円の追加で、差し引き712万2千円の減額となります。また補正予算のこの事業については2千万円分だけ翌年度へ繰り越すというものでございます。

その二つ下になりますけれども、道営訓子府川南地区農地整備事業につきましても、当初予算より1,222万円の減額になっておりますけれども、補正予算で追加額2,900万円になりましたので、差し引き1,678万円の追加となります。また補正予算による2,900万円につきましては翌年度への繰り越しとなる事業でございます。

下から3段目の農業経営高度化促進事業促進費負担金、前段で説明しました道営訓子府北西地区の中に土地改良区の用水路整備があり土地改良区が受益者負担し、制度上、用水路事業の促進費とパワーアップ分は町を経由することになりますので今回補正するというものでございます。したがって、この事業につきましても当初予算よりも78万7千円の減額、補正予算で追加の337万5千円、差し引き258万8千円の追加となります。また、これについても国の補正分に合わせて337万5千円を翌年度へ繰り越すというものでございます。

またちょっと上の方に戻りますけれども、道営柏丘北地区農地整備事業および一つ飛ばしてその下の道営訓子府西31号線地区農地整備事業、さらに一つ飛ばしまして道営山林

川地区水利施設整備事業、これらにつきましては、道の当初予算が減額されたことによって事業費をそれぞれ減額補正するというものでございます。

次に、その下の道営訓子府中央地区農業水利施設保全合理化事業につきましては、これは執行残による15万6千円の減額でございます。

一番下の道営置戸地区農地整備事業負担金については、これは他の市町村事業に本町の農業者が参加したと、要するにその町村に土地がある人の畑総事業はその町村に払うという意味ですけれども、参加した際に負担するもので、パワーアップ対象事業費が減ったことから51万2千円を減額するというものでございます。

次に、39ページ、一番上になります。事業区分、農業基盤整備一般事業の食料供給基盤強化特別対策事業補助金返還金につきましては、パワーアップ事業の精算時に返納が生じなかったことにより、返さなくてよくなったものですから5万円を減額したというものでございます。

その下の事業区分、下水道事業特別会計繰出金では、上水道の出資金の減額と同様に道道の若富工区が実施されなかったことに加えて、処理場の電気料の値上げ幅が少なかったことによりまして746万7千円の減額というふうになってございます。

その下の事業区分、集落営農活動支援事業では、この事業は農村の地域共同で行う水路や道路などの地域資源の機能向上を図る事業に対しまして補助されるもので、これは町内一円、網かぶっておりますけれども、これを広域組織としまして、平成26年度から活動しているところでございますけれども、対象農用地面積が減少したことによりまして102万円を減額するというものでございます。なお、その上の需用費から使用料及び賃借料までは、これは事務費としての減額ということになります。

次に、40ページ、7目の牧場費、事業区分、牧場管理運営事業では、中ほどの需用費の消耗品費では、大きくは肥料購入の入札の執行残などにより95万9千円減額するものでございます。

その下の手数料のその他手数料では、これは大型ショベルカーのタイヤ交換を見送ったということがございまして37万1千円の減額でございます。

その他の牧場管理運営事業については、全て執行残というふうに捉えていただきたいと思っております。

次に、41ページの上の表の6款、2項、2目の林業振興費の事業区分、有害鳥獣駆除事業のエゾシカ^{ざんし}残滓処理業務では、当初180頭を予定しておりましたけれども、実績で136頭ということになりましたので36万8千円を減額するものでございます。

次に、下の表、7款、商工費、1項、2目の商工業振興費の事業区分、商工業振興対策一般事業の中小企業特別融資利子補給費補助金では、新規貸付額が予定を下回る見込みのことから35万9千円を減額するものでございます。

その下の訓子府町店舗改修事業補助金では、実績5件で1件当たりの改修費が少額であったということから124万9千円を減額するというものです。

その下の商店街等活性化推進対策費支援補助金では、これはオホーツクカード端末機に係る補助金が採択されなかったことから、今年を取りやめたということで108万6千円の減額でございます。

次に、42ページの8款、土木費になります。3項、2目の道路維持費の中ほどの事業

区分、町道除排雪事業の使用料及び賃借料の除排雪機械借上料では、今年は一度の降雪量が多いことに加えて、道路幅員確保に時間をかなり要したということもありまして、特に排雪ダンプの台数を多く必要としたことから、さらに今後のこともちょっと含めまして所要額585万5千円を追加するというものでございます。

その下の事業区分、町道舗装修繕事業の町道路面性状調査業務では、これは事業の確定によりまして92万2千円を減額するものでございます。その下の南12線舗装修繕工事では、社会資本整備総合交付金で実施したところでございますけれども、要望額に対して半分程度しか採択されなかったということもございまして4,481万9千円を減額するものでございます。

次に、43ページ、これ上の表になりますけれども、4目の橋梁^{きょうりょう}維持費の事業区分、橋梁維持管理事業の橋梁長寿命化修繕計画橋梁詳細設計業務では、事業費の確定に伴いまして336万円の減でございます。その下の工事請負費については執行残ということでございます。

次に、下の表の8款、4項、1目の河川総務費の事業区分、河川維持管理事業の機械借上料では、これは弥生の竹田川修繕の時期について地権者と協議を進めておりましたけれども、悪天候の影響で次年度に延ばすということになりましたので115万3千円を減額するものでございます。その下の補修用原材料につきましても同じ場所ですので、この分の原材料分55万9千円を減額するというものでございます。

次に、44ページの8款、5項、1目の公園費、事業区分、レクリエーション公園維持管理事業の修繕料では、これはバーベキューハウスのスロープなどの改修を直営で実施しましたので、思ったほど経費がかからなかったことで48万8千円の減額ということになります。

次に、45ページ、8款、6項、1目の住宅管理費の事業区分、町営住宅維持管理事業の修繕料につきましては、退去などに伴う穂波団地および末広団地内修繕で70万円、畳表替えやストーブ・ボイラーの修繕で30万円、合計100万円の追加をするものでございます。

その下の事業区分、耐震改修促進事業では、補助の利用者がなかったということで36万円の減額でございます。

次に、2目の住宅建設費の、右側、事業区分、公営住宅建設事業では、委託料および工事請負費、これは執行残になります。

一番下の動産移転料については、これは末広団地の建て替えに伴う移転が5件となることから不足する分、1件分の9万円を追加するものでございます。

次に、46ページの9款の消防費になります。消防費の1項、1目の消防組合費の事業区分、北見地区消防組合負担金では、この内訳は、ちょっと違うところにありますので57ページをお開き願いたいと思います。下の方から2段目の事業区分、消防施設運営管理費、これでは指令放送用のアンプ1台が故障したということから、古くて修繕もできませんので、買い替えるもので13万3千円を計上するものでございます。

その次、58ページの上の表の2目、利子になりますけれども、事業区分、消防組合償還利子では、本部庁舎建設事業における本年度借り入れ分の償還利率を3%で当初みておりましたけれども、実際の借り入れでは0.4%になったということから12万6千円

を減額してございます。

次に、下の表の2目の組合共通経費の事業区分、組合共通経費では、消防本部の人件費で31万1千円の減、消防本部改築に係る本年度負担分190万8千円が確定したことによりまして差し引き159万7千円を追加するものでございます。

次、46ページに戻っていただきたいと思いますが、46ページの3目の災害対策費、これ事業区分でいくと、防災倉庫整備事業の防災倉庫実施設計業務では、入札による執行残で90万8千円の減額というふうになってございます。

次に、47ページ、10款、ここから教育費になります。1項、2目の事務局費の語学指導助手配置事業では、賃金の語学指導助手相談員がありますけれども、今の指導助手が日本語による会話ができることになったことから、通訳分9万5千円を減額するというものでございます。

その下の報償費の48万4千円の減額、費用弁償で40万8千円減額につきましては、これは、現指導助手を再任用したことによりまして帰国に要する経費が今年は生じなかったということになります。

下の方になりますけれども、学校教育等一般事業の北海道訓子府高等学校教育振興会議交付金では、入学準備金40名の予定が23名の入学になったということ、通学支援では30名予定が18名、これら合わせて197万8千円の減額ということでございます。

次に、48ページ、10款、2項、小学校費です。2目の教育振興費の事業区分、教育振興事業の特別活動派遣費補助金では、3月26から28日に開催される第37回全国リーダーコンテスト出場が決まったことから引率4人分の旅費35万4千円を追加するものでございます。

その下の事業区分、就学援助・奨励事業の特別支援教育就学奨励費では、該当者6名予定が3名になったということで12万円の減額。

その下の要保護・準要保護児童就学援助費では、41名予定が34名になったということで61万9千円の減額。

その下の特別支援学校交通費助成では、これは実績に基づきまして18万9千円の減額でございます。

次に、49ページ、10款、3項、これは中学校費です。1目、学校管理費の事業区分、臨時講師配置事業では、特別支援学級支援員1名を8月から配置することになったことによりまして、4から7月までの臨時講師分の賃金を72万円減額するというものでございます。

次に、2目の教育振興費の事業区分、就学援助・奨励事業の特別支援教育就学奨励費では、該当者9名が7名に減ったということで12万4千円の減額でございます。その下の要保護・準要保護生徒就学援助費につきましても、28名が24名になったことにより47万3千円の減額でございます。その下の特別支援学校交通費助成、これについても実績で22万1千円の減額となっております。

次に、50ページの10款、4項、2目、これはこども園費、事業区分、こども園建設事業では、保育用消耗品や備品において寄贈によるものがありましたので、それに伴う減額のほか、入札などによります不用額を減額するというものでございます。

その中で火災保険料、これは園舎引き渡しを15日に予定しておりますけれども、3月

15日から6月20日までの分で21万5千円を計上しているものでございます。

次に、51ページの10款、5項、1目、社会教育総務費です。事業区分、青少年教育推進事業の賃金、教育活動推進員では、「みつばちクラブ」の参加児童が減ったことによりまして、指導員の勤務日数が減ったということがございまして20万円の減額。

その下の講師謝礼では、「竹の子クラブ」の体験活動講師の減によりまして23万円の減額ということになってございます。

負担金、補助及び交付金の産業後継者教育推進協議会交付金では、まちづくり青年国内研修で執行残38万円を減額しております。

その下の大会派遣費では、これは先ほど言いました3月26日から28日に開催される第37回全国リコーダーコンテスト出場が決まったことから児童24人分の旅費19万8千600円を追加するものでございます。

その下の事業区分、成人教育推進事業の報償費、講師謝礼では、新・能力開発セミナーなど道外からの講師招聘^{しょうへい}予定が道内講師になったことや同時開催という事業がございましたので59万9千円の減額でございます。その下の事業区分、高齢者教育推進事業では、これは講師謝礼でございまして、管内講師中心のプログラムを組んだということがございまして15万円の減額というふうになってございます。

その下の事業区分、芸術・文化振興事業の報償費では、これは次のページにまたがりますけれども、文化・スポーツ奨励賞の該当者が少なかったということにより、記念品分10万9千円の減額。

その下の各種芸術・文化事業報償金では、秋の子ども祭りにおける音楽コンサート等を実施しなかったことによりまして18万円の減額でございます。

次に、3目の図書館費の事業区分、図書館業務コンピュータ及び北見地域ネットワーク事業のコンピュータ機器等借上料では、これは見積もり合わせによる執行残で49万8千円の減額でございます。

次に、53ページ、10款、6項、1目、保健体育総務費の事業区分、社会体育活動推進事業の各種教室・事業講師派遣では、よくばり健康プログラム事業で会社に対する講師派遣を計画しておりましたけれども、講師個人での対応となりましたので、支出科目が委託料から報償費に変わったと。そういうことで10万円を減額するものでございます。

次に、54ページの事業区分、屋外運動施設維持管理事業の消耗品費では、主にこれは除草剤および肥料などの減により75万円の減額でございます。

その二つ下の使用料及び賃借料の機械借上料では、パークゴルフ場および屋外ゲートボール場の目土散布をする予定が、11月の大雪により実施できなくなりましたので、その分110万円を減額したものでございます。またその下の施設管理原材料では、これによりまして目土の購入も取りやめたということで120万円を減額しているものでございます。

次に、55ページの上の表、11款、公債費、1項、1目、元金とその下の2目、利子では、長期債の償還は元利均等で行っておりますので、利率の見直しによりまして利率が下がれば毎回償還する元金が増えるというシステムでございまして、償還金トータルでは下がることとなります。今回の分は平成16年度借り入れの臨時財政特例債と減税補てん債の2本の借り入れで、利率は1.3%でございましたけれども、見直しによりまして0.

2%になったということで、事業区分にありますように元金で116万2千円追加、利子で417万2千円の減額、合わせて減額ということになります。

次に、13款、1項、1目の給与費、事業区分、職員給与費では、議案第18号で条例改正を提案しておりますけれども、人事院勧告に基づく給与改定により68万5千円の追加、また、人事異動による職員1名の減により504万3千円の減、差し引き435万8千円の減額ということになってございます。

職員手当等では、給与と勤勉手当を含め関連するそれぞれの手当などで111万円の追加となっております。

次のページにまたがりまして、56ページの2行目、共済費で掛け率の改定で750万1千円の減額、その下の退職手当組合負担金では、職員の減によりまして35万7千円の減額となっております。

なお、給与費の明細につきましては、61ページから63ページに掲載しておりますので後ほどご覧いただきたいというふうに思っております。

以上が歳出でございます。

○議長（上原豊茂君） それでは、まだ続くわけですが、ここで昼食のため休憩いたします。午後は1時から行いますのでご参集願います。

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時00分

○議長（上原豊茂君） それでは、定刻になりました。

休憩を解き、会議を継続いたします。

午前中に引き続き、議案第6号の継続説明をお願いいたします。

副町長。

○副町長（佐藤明美君） 午前中に引き続きまして、今度は歳入の方の説明をしたいと思っておりますので9ページ、まず9ページの一番上の表になりますけれども、1款、町税の1項、1目、個人では、これは大きくは農業所得の増により979万8千円が追加となっております。

2段目の表の1款、3項、1目の軽自動車税では、原付・二輪車・小型特殊車両の税率引き上げが昨年から先延ばしになったということで142万円の減額ということになります。

次に、3段目の1款、6項、1目の入湯税では、利用者の増加によりまして12万7千円の増となっております。

次に、一番下の表の9款、1項、1目の地方交付税は1億5,215万7千円の追加で、これについては、地域雇用・経済対策費に対する方針が定まらず不安定であったことから基準財政需要額を少なめに見込んでいたということに加えまして、さらに新設された人口減少等特別対策事業費で9,800万円が算入され増額になったということが大きな増の原因といえます。

次に、10ページの11款、1項、1目の農林水産業費分担金、ここでは、この分担金は農業者の受益者が負担する分で、歳出のところでも説明しましたように対象事業費が減

ったということで、北西地区で307万7千円の減、訓子府高園地区で317万7千円減、それと川南地区で国の補正予算による増額が大きいということがございまして、これは608万2千円の増額ということになってございます。

次に、真ん中の表になります。11款、2項、1目の民生費負担金の右側、老人福祉施設負担金では、養護老人ホームの措置入所者1人の退所によりまして63万6千円の減でございまして。

その下のショートステイ事業利用者負担金では、延べ利用者の減少により35万2千円の減額。

その下の配食サービス事業利用者負担金では、特に障がい者の利用者が減少したことによりまして10万1千円の減額となっております。

その下の常設保育所利用者負担金では、入園児の減によりまして297万6千円の減額、でございます。

その下の2目、農林水産業費負担金、道営訓子府北西地区農地整備事業に係る他市町村の参加者、うちではない他の市町村の事業のパワーアップ分事業費の市町村負担を請求するものでございますので、分担金のところでも説明しましたように事業費が減ったということで15万5千円の減額、その下の川南地区では逆に事業費が増えたということで1万円増額するものでございます。

次に、一番下の12款、使用料及び手数料の1項、2目、民生使用料では、児童クラブ保育料で、休みの児童の減少、休む児童が減ったというか、休まなくなったという、それによって42万4千円の追加、収入が増えたと。休む人が減ったということ。

次のページの一番上になりますけれども、温泉保養センター使用料では、利用客の増によりまして80万円の増加、これは1月末の実績で申しますと平成26年度では3万3,399人でしたけれども、今年は3万7,226人ということになってございます。

次に、4目の農業使用料の牧場使用料になります。これは例年牧場を利用している大口の農家が自ら飼料を大量に購入したということだったようでございまして、今年度その人たちの利用が少なかったことによって272万6千円の減額ということになってございます。

次に、その下の6目の土木使用料、町営住宅使用料では、退去者が少ないことや設備の整っている住宅への入居率が高いということ、さらに所得上昇による家賃が上がっていることなどから257万3千円を追加ということになります。また滞納者の過年度分納付額が増えたことによりまして120万円の追加を合わせてしてございます。これら合わせて377万3千円の追加ということになっています。

その下の特定公共賃貸住宅使用料では、これは入居率が高いこと、さらに高所得者の入居により35万8千円の追加。

その下の定住促進住宅使用料では、これは退去者がいない、要するに人が動かないということで収入が安定していることもありまして27万5千円の追加でございます。

その下の7目、教育使用料の幼稚園使用料の保育料では、所得階層第7階層以上の人が増加したということがございまして160万2千円の追加でございます。

次に、下の表の13款、1項、1目、民生費国庫負担金の国民健康保険基盤安定負担金では、これは本年度から保険税の軽減対策の数に応じた財政支援が拡充されたということ

がございまして351万5千円を追加するものでございます。

その下の児童手当負担金では、これは事業の確定により291万5千円の減額でございます。

次に、12ページの13款、2項、1目の総務費国庫補助金、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金では、企画費の空き家活用定住対策補助金の減額によりまして70万円を減額してございます。

その下の個人番号関連の三つの補助金につきましては、国の補正予算により事務委任の交付金、セキュリティ強化対策として決定されたものでございます。

次に、その下の2目の民生費国庫補助金の障害者福祉費補助金では、地域生活支援事業費の上限設定により90万7千円減でございます。

その下の臨時福祉給付金関連の2本の補助金につきましては、歳出のところで説明しましたように実績に基づく補助のため、それぞれ減額するものでございます。

その下の年金生活者等支援臨時福祉給付金事業費補助金では、これも歳出で説明しましたけれども、これは10分の10の補助で2,400万円の計上。

その下の事務費補助金では、これは110万7千円の計上となっております。

その下の3節、児童福祉費補助金の子ども・子育て支援交付金では、この後、道補助金のところでも出てきますけれども、道費と同額の補助金が交付されたもので448万3千円の計上でございます。

次に、4目、土木費国庫補助金の公営住宅整備事業費補助金では、補助対象事業費が増えたことにより140万円の追加となっております。

その下の公営住宅家賃対策補助金では、単身者住宅を低廉な家賃で供給するための経費について、国の配分状況によって、毎年変動するというものでございまして、今回は72万1千円を追加するというものでございます。

その下の2節、道路橋梁費補助金では、これも歳出のところでも説明しましたけれども、町の要望額の減額や入札の執行残によるもので3,211万8千円の減額、また雪寒指定路線の除雪作業に対する補助が、これは新たに採択されたものですが、これも220万円の増額、これらを差し引いて、ここの補助では2,991万8千円の減額となっております。

13ページの上の表、14款、ここからは道支出金になります。

1項、1目、民生費道負担金、国民健康保険基盤安定負担金では、これは制度の拡充により対象者が増えたことによりまして255万5千円の増となります。

その下の後期高齢者医療保険基盤安定拠出金では、対象者数の確定がされたということで71万5千円の追加でございます。

その下の4節、児童手当負担金では、これも事業の確定により71万9千円減額。

次に、下の表の14款、2項、1目の総務費道補助金、これは森林環境保全整備事業補助金、これの町有林では、道予算の減額で申請事業が減ったということで276万円の減額となっております。

次のページの一番上の行になりますけれども、森林整備加速化・林業再生総合対策事業補助金では、当初森林環境保全対策事業での間伐を予定しておりましたが、全道的に予算が不足するということから、新たに補助が設けられ、町有林の造林業務の間伐事業に充て

るということで600万1千円の計上をするものでございます。

次に、2目の民生費道補助金の重度心身障害者医療費補助金では、これは実績による減で140万9千円の減額です。

その下の障害者福祉費補助金では、これは障害支援区分認定等事務費の減でございますので、これは26万3千円の減額。

その下の乳幼児等医療費補助金およびひとり親家庭等医療費補助金は、これは実績による増減となっております。

その下の放課後児童対策事業補助金と北海道安心子ども基金補助金、この二つはですね、制度と名称が変更になりましたので、この二つがその下の子ども・子育て支援交付金に統合されて名前も変わったということで、これは足してちょんにはなりませんけれども44万8千3千円を計上しているものでございます。これについては前段で説明しました国庫補助金でも同じ額を国がみることになっておりますので、同額を計上しているというものでございます。

次に、4目の農林水産業費道補助金の農業委員会活動促進事業補助金では、補助金割り当てが増えたということで32万5千円の追加でございます。

その下の食料供給基盤強化特別対策事業補助金では、道営農地整備事業パワーアップ補助金で道営の北西地区、高園地区、川南地区での事業費減に伴う減額と国の繰り越しの追加補正に伴う増により、差し引きで108万円の追加ということになってございます。

その下の北海道多面的機能支払事業補助金では、対象農地の面積が減ったことによりまして、推進費補助金の減額に伴いまして136万5千円の減額でございます。

その下の農業経営高度化促進事業促進費補助金では、これは一つ前の食料供給基盤強化特別対策事業補助金と同様に、これは今度はパワーアップではなく促進費の分の補助金で2,17万1千円の追加ということになります。

その下の耕作者集積協力金交付事業補助金では、これは事業要望者の助成対象の面積が確定したことで411万2千円の減額となります。

次に、6目の土木費道補助金の既存住宅耐震改修事業補助金では、これは対象者がいなかったということで15万円を減額しております。

一番下の7目の商工費道補助金の北海道消費者行政推進事業補助金では、消費者被害の未然防止などの啓発資材作成に係る経費に対し補助されるもので10万4千円を計上してございます。

次に、15ページの下の方、15款、1項、1目の財産貸付収入、ここの町有住宅貸付料では、職員や教職員の入居率が高いことや一般町民にも貸し付けたということから86万6千円の追加でございます。

その下の土地貸付料では、主に高規格道路に関連する現場事務所としての町有地の貸し付けが増えたことによりまして23万円を追加するものでございます。

次に、2目の利子及び配当金の財政調整基金利子では、主に備荒資金組合の超過納付分の利子で304万9千円の追加でございます。

次に、16ページの上の方になります。

15款、2項、1目、生産物売払収入の町有林産物売払収入では、間伐および皆伐の入札額が高かったということがございまして1,515万5千円の追加となります。

次に、不動産売払収入の町有地売払収入では、これは高規格道路に係る町有地の売り払いによりまして生じた58万円の追加でございます。

次に、下の表の16款、1項、2目、総務費寄付金では、消防への指定寄付金で1件30万円がございましたので、その追加でございます。

次に、4目の教育費寄付金では、図書購入に充てるための寄付で3件で105万4千円の追加でございます。

次、17ページ、17款、1項、2目の社会資本整備基金繰入金では、こども園建設事業の確定に伴う執行残の分の繰入金ですけれども790万4千円の減でございます。

その下の4目、地域活性化基金繰入金では、これは地域チャレンジ交付金の執行残の30万円となります。

次に、真ん中の表、17款、2項、2目の介護保険特別会計繰入金では、主に支援事業の任意事業が増えたことによりまして34万4千円を追加してございます。

次に、下の表の18款、1項、1目の繰越金3、373万5千円の追加につきましては、これは前年度繰越金の留保分の計上となります。

次に、18ページの上の表の19款、4項、1目、受託事業収入の健康診査受託金では、広域連合から委託されている75歳以上の健康診査事業の受診者の減少見込みによりまして21万1千円を減額しているものでございます。

次に、真中の表の19款、5項、5目の雑入、重度心身障害者医療費高額療養費等から乳幼児等医療費高額療養費等までは、これは実績見込みによりそれぞれ増減しているものでございます。

その下の介護保険収入では、これはケアプランの作成件数が少なかったことによりまして24万5千円減額になります。

その下の、一番下になりますけれども、北見地区スクラムミックス事業精算金還付金では、決算により精算金の還付が生じたことから106万1千円の追加ということになります。

19ページ、20款の町債ですけれども、起債対象事業費が確定したことなどによる補正でございます、総額で2,210万円を減額計上するものでございます。

最後に、別に配布してございます資料1というのを見ていただきたいのですが、これは基金のいつもの表、1枚の表になりますけれども、この資料1では、財政調整基金及び特定目的基金の保有状況（見込）になりますけれども、今回の補正予算によりまして基金積み立ての追加を行った後の一般会計の基金保有額見込みになりますけれども、一番右側の下から4行目の数字のあるところですが、41億1,837万円というふうになってございます。

また、この次の後ろの資料2ですけれども、これは投資的事業の財源内訳を含めた一覧表を作成しておりますので、これは後ほどご覧をいただければというふうに思っております。

それと申し訳ないんですけれども、21ページをお開き願いたいと思います。

これはお詫びを兼ねて訂正でございます。

総体的には、数字的には合っておりますけれども、21ページの説明欄の左側のところに金額というのの一番上、3億1,010万円というのがあると思うのですが、こ

れを3億527万7千円、これに訂正していただきたいと思っておりますけれども、よろしくお願いしたいと思います。申し訳ありませんでした。

以上、平成27年度訓子府町一般会計補正予算（第14号）の内容について、説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（上原豊茂君） ご苦労さまでした。

次に、議案第7号 平成27年度訓子府町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についての提案理由の説明を求めます。議案書64ページです。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡辺克人君） 議案書の64ページをお開き願います。

議案第7号 平成27年度訓子府町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について提案理由の説明をさせていただきます。

今回の補正は、第1条にありますように1, 122万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億6, 743万2千円とするものであります。

この補正の款項の区分ごとの金額等につきましては、65ページの第1表 歳入歳出予算補正の表のとおりでありますので、ご覧をいただくこととし、その内容につきましては、66ページ以降の事項別明細書により、説明させていただきます。

それでは、66ページの歳入から説明させていただきます。

第1款、国民健康保険税、第1項、第1目、一般被保険者国民健康保険税につきましては、1月末における調定額の状況から推計しまして、1節の医療給付費分484万7千円、3節の後期高齢者支援金分211万円、5節の介護納付金分143万6千円を追加し、また収納実績から、2節の医療給付費滞納繰越分300万4千円、4節の後期高齢者支援金分滞納繰越分62万5千円、6節の介護納付金分滞納繰越分47万円をそれぞれ追加しまして、一般被保険者の保険税総額で1, 249万2千円を追加するものであります。

次に、第2目、退職被保険者等国民健康保険税につきましても、1月末における調定額の状況から推計しまして、1節の医療給付費分29万8千円、次の67ページにあります5節の介護納付金分18万4千円を減額しまして、2節の医療給付費滞納繰越分6万4千円を収納実績から追加しまして、退職被保険者等の保険税総額で41万8千円を減額するものであります。

次に、第2款、国庫支出金、第1項、第2目、高額医療費共同事業負担金につきましては、負担金額の確定に伴い20万円を減額するものであります。

第3目、特定健康診査等負担金につきましては、受診者数が予定より少なかったことから14万5千円を減額するものであります。

次に、第3款、第1項、第1目、療養給付費等交付金につきましては、退職被保険者等に係る療養給付費の減額等に伴い1, 042万6千円を減額するものであります。

次に、68ページの第5款、道支出金、第1項、第1目、高額医療費共同事業負担金につきましては、負担金額の確定に伴いまして、国庫支出金と同額の20万円を減額するものであります。

第2目、特定健康診査等負担金につきましても国庫支出金と同額の14万5千円を減額するものであります。

次に、第2項、道補助金、第1目、1節の調整交付金の特別調整交付金につきましては、保険財政共同安定化事業の収支差額分の補てん等を見込み1,794万8千円を追加するものであります。

次に、第6款、第1項、第1目、共同事業交付金の高額医療費共同事業交付金につきましては、交付金額の確定に伴い1,507万1千円を減額するものであります。第2目の保険財政共同安定化事業交付金につきましても、交付金額の確定に伴い1,864万3千円を減額するものであります。

次に、69ページになります。

第7款、財産収入、第1項、第1目、利子及び配当金につきましては、財政調整基金の預金利子が確定しましたので、財政調整基金利子1万円を追加するものであります。

次に、第8款、繰入金、第1項、第1目、財政調整基金繰入金につきましては、現在積み立てられている財政調整基金の全額を繰り入れることとし、1,757万1千円を追加するものであります。

これによりまして、先ほどの資料1の財政調整基金及び特定目的基金の保有状況（見込）の表の下から3段目の右端にありますように平成27年度末の基金は、ない見込みであります。

戻りまして、第2項、第1目、一般会計繰入金につきましては、それぞれ繰入金の決算見込みによりまして、1節の保険基盤安定繰入金につきましては、総額で809万3千円を追加、2節の出産育児一時金繰入金につきましては、56万円を減額、3節の財政安定化支援事業繰入金につきましては、120万7千円を減額するものであります。

また、4節、その他一般会計繰入金につきましては、これは収支不足を補うための財源補てん分繰入金でございますが、2,031万9千円を減額するものであります。

これによりまして、平成27年度の収支不足のために繰り入れする財源補てん分の予算総額は、8,727万1千円となる見込みであります。

次に、70ページの歳出について説明させていただきます。

まず、第1款、総務費、第1項、第1目、一般管理費の25節、積立金につきましては、財政調整基金積立金及び基金利子の額が確定しましたので119万7千円を減額するものであります。

次に、第2款、保険給付費、第1項、療養諸費、第2目の退職被保険者等療養給付費につきましては、1月末時点での実績見込みによりまして500万円を減額するものであります。

次に、第2款、保険給付費、第4項、出産育児諸費、第1目、出産育児一時金につきましては、1月末の実績額と今後3件分を見込みまして84万円を減額するものであります。また、第2目の支払手数料につきましても実績見込みによりまして1千円を減額するものです。

次に、71ページの第7款、共同事業拠出金、第1項、第1目、高額医療費拠出金につきましては、拠出金額等の確定により79万8千円を減額するものであります。

また、第3目、保険財政共同安定化事業拠出金につきましても、拠出金額の確定により313万9千円を減額するものであります。

次に、第8款、保健事業費、第1項、第1目、特定健康診査等事業費につきましては、

特定健診受診者数が予定より少なかったことから、12節、役務費の通信運搬費の郵便料5万9千円の減額と、13節、委託料の特定健康診査委託料50万5千円を減額するものであります。

次に、第2項、第1目、保健事業総務費の13節、委託料につきましても、受診者数が予定より少なかったことから独自健診業務15万6千円を減額するものであります。

次に、第10款、諸支出金、第1項、償還金及び還付加算金、第3目、償還金、23節の償還金、利子及び割引料の国庫支出金返還金につきましては、平成26年度に交付を受けております特定健康診査等に係る負担金について、実績より超過交付されておりましたので、この超過交付金分23万8千円を返還するため追加するものであります。また、その下にあります道支出金返還金ですが、今説明しました特定健康診査等に係る負担金の返還分として国と同額の23万8千円を返還するため、23万7千円を追加するものであります。

以上、平成27年度国民健康保険特別会計の補正予算の内容について、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 次に、議案第8号 平成27年度訓子府町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についての提案理由の説明を求めます。議案書72ページです。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡辺克人君） 続きまして、議案書の72ページをお開き願います。

議案第8号 平成27年度訓子府町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明をさせていただきます。

今回の補正は、第1条にありますように80万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7,549万3千円とするものであります。

この補正の款項の区分ごとの金額等につきましては、73ページの第1表 歳入歳出予算補正の表のとおりでありますので、ご覧をいただくこととし、その内容につきましては、74ページ以降の事項別明細書により説明させていただきます。

それでは、74ページの歳入から説明させていただきます。

まず、第1款、後期高齢者医療保険料、第1項、第1目の特別徴収保険料につきましては、1月末における調定額の状況から推計しまして248万8千円を減額するものであります。また、第2目の普通徴収保険料の1節、普通徴収保険料現年度分につきましても、1月末における調定額の状況から推計しまして、48万6千円を追加するものであります。2節の普通徴収保険料滞納繰越分につきましては、平成25年度と平成26年度分の保険料の滞納額が見込みより多かったことから84万9千円を追加するものであります。

次に、第3款、繰入金、第1項、第1目、保険基盤安定繰入金につきましては、保険料の軽減額が当初見込みより増加したことによりまして、95万4千円を追加するものであります。第2目の事務費繰入金につきましては、広域連合事務費納付金の平成26年度の額の確定等によります44万8千円の減額と、次の75ページにあります歳出の第1款、総務費、第1項、第1目の一般管理費に計上しております事務経費16万円の減額、これらを合わせて60万8千円を減額するものであります。

次に、75ページの歳出について説明させていただきます。

第1款、総務費、第1項、第1目、一般管理費の11節、需用費の消耗品費につきまし

ては、プリンタートナーをリサイクル製品で対応したことなどのほか、実績見込みによりまして16万円を減額するものであります。

第3款、第1項、第1目、後期高齢者医療広域連合納付金の19節、負担金、補助及び交付金の事務費納付金につきましては、広域連合の事務費の精算によりまして44万8千円を減額するものであります。また、保険料等納付金につきましては、保険料の減分と保険基盤安定負担金の増分との差し引き額19万9千円を減額するものであります。

以上、平成27年度後期高齢者医療特別会計の補正予算の内容について、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 次に、議案第9号 平成27年度訓子府町介護保険特別会計補正予算（第2号）についての提案理由の説明を求めます。議案書76ページです。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡辺克人君） 続きまして、議案書の76ページをお開き願います。

議案第9号 平成27年度訓子府町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明をさせていただきます。

今回の補正は、第1条にありますように768万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億1,301万1千円とするものであります。

この補正の款項の区分ごとの金額等につきましては、77ページの第1表 歳入歳出予算補正の表のとおりでありますので、ご覧をいただくこととし、その内容につきましては、78ページ以降の事項別明細書により説明させていただきます。

それでは、78ページの歳入から説明させていただきます。

まず、第1款、保険料、第1項、介護保険料、第1目、第1号被保険者保険料につきましては、年度途中の資格取得および喪失等による保険料の増減により、1節の特別徴収保険料につきましては525万3千円を追加、2節の普通徴収保険料につきましては434万5千円を減額、3節の普通徴収保険料滞納繰越分につきましては、滞納繰越額の減によりまして7万円を減額するものであります。

第3款の国庫支出金、第1項、国庫負担金、第1目、介護給付費負担金につきましては、施設介護サービス給付費などの保険給付費見込額の減少により、国の負担割合相当額の129万8千円を減額するものであります。

次に、第2項、国庫補助金、第1目、調整交付金につきましても、保険給付費見込額の減少により233万2千円を減額するものであります。第2目の地域支援事業交付金の介護予防事業と、次の79ページにあります第3目の地域支援事業交付金の包括的支援事業・任意事業につきましては、地域支援事業費の上限額の変更によりまして、それぞれ4千円を追加するものであります。また、第4目の介護保険事業費補助金につきましては、平成27年度当初予算の歳出で計上しております介護保険システム改修経費に係る国からの定額の補助金でありまして、120万円を新たに追加するものであります。

次に、第4款、支払基金交付金、第1項、第1目、介護給付費交付金につきましても、保険給付費見込額の減少により208万1千円を減額するものであります。

次に、第2目、地域支援事業支援交付金につきましては、介護予防事業に要する経費のうち第2号被保険者負担分について、社会保険診療報酬支払基金から交付されるものです。

が、昨年度と同様に全国一律に73.6%の圧縮率がかけられまして交付されますことから、67万4千円を減額するものであります。

次に、第5款、道支出金、第1項、道負担金、第1目、介護給付費負担金につきましては、施設介護サービス給付費などの保険給付費見込額の減少により道の負担割合相当額の111万8千円を減額するものであります。

次の80ページにあります第2項、道補助金、第2目の地域支援事業交付金の介護予防事業と、第2目の地域支援事業交付金の包括的支援事業・任意事業につきましては、国庫支出金と同様に地域支援事業費の上限額の変更によりまして、それぞれ2千円を追加するものであります。

次に、第6款、財産収入、第1項、財産運用収入、第1目、利子及び配当金につきましては、介護給付費準備基金利子の確定に伴い2千円を追加するものであります。

次に、第7款、繰入金、第1項、基金繰入金、第1目、介護給付費準備基金繰入金につきましては、今年度会計の収支不足額に基金の繰り入れを予定しているものですが、収支不足額の減少による減額と、先ほど圧縮率がかけられました地域支援事業支援交付金の立て替え分の67万4千円との差し引き額54万8千円を追加するものであります。

次に、81ページの第2項、他会計繰入金、第1目、一般会計繰入金の1節、介護給付費繰入金につきましては、保険給付費見込額の減少により92万9千円を減額するものです。また、第2節の地域支援事業繰入金の介護予防事業の3千円の追加と、第3節の地域支援事業繰入金の包括的支援事業・任意事業の2千円の追加につきましては、先ほど説明させていただきました国庫支出金、道支出金と同様に地域支援事業費の上限額の変更によりまして追加するものであります。

4節のその他一般会計繰入金の地域支援事業（介護予防事業）繰入金につきましては、補助対象額の変更により1万8千円を減額、事務費繰入金につきましては、事務費の60万円の減額と、先ほど説明いたしました介護保険システム改修経費に対しまして国の補助金120万円が充当されることになりましたので、これを合わせて180万円を減額するものであります。

5節の低所得者保険料軽減繰入金につきましては、保険料軽減の対象となります第1段階層の対象者数が当初の333人から316人に17人分減となりましたことから4万3千円を減額するものであります。

次に、82ページの歳出について説明させていただきます。

第1款、総務費、第3項、介護認定審査会費、第2目、認定調査費の12節、役務費では、通信運搬費として資料送付等の郵便料を8万円減額、また介護認定申請に必要な主治医意見書の見込件数の減少により手数料を32万円減額、13節、委託料の認定調査業務につきましても同じく20万円を減額するものです。

第2款、保険給付費、第1項、介護サービス等諸費、第1目、居宅介護サービス給付費につきましては、給付見込額の減少により48万8千円を減額、また同じく第5目、施設介護サービス給付費につきましても26万円の減額、第8目、居宅介護住宅改修費につきましては、給付実績により75万円を減額するものであります。

次に、83ページの第2項、介護予防サービス等諸費につきましては、要支援者に対する給付であります。第1目の介護予防サービス給付費につきましては、通所介護等のサー

ビス利用者数の減によりまして274万円を減額。第5目、介護予防福祉用具購入費につきましては、給付件数の減によりまして30万円を減額。第6目の介護予防住宅改修費につきましても給付件数の減によりまして35万円を減額するものであります。また、第7目、介護予防サービス計画給付費につきましては、居宅要支援者の計画作成件数の実績見込みにより8万6千円を減額するものです。

第4項、高額介護サービス等費、第1目、高額介護サービス費につきましては、要介護者の介護サービス利用自己負担額が一定額を超えた場合に給付するものですけれども、支給対象者数の減などによりまして、180万円を減額するものであります。また、第2目、高額介護予防サービス費につきましても、同じく支給対象者数の減などによりまして8万円を減額するものであります。

次に、84ページの第5項、第1目、高額医療合算介護サービス費につきましても、支給対象者等の減により48万4千円を減額するものであります。また、第2目、高額医療合算介護予防サービス費につきましても、同じく支給対象者の減によりまして9万6千円を減額するものであります。

次に、第3款、地域支援事業費、第2項、包括的支援事業・任意事業費、第1目、介護予防ケアマネジメント事業費の28節、繰出金では、一般会計繰出金として、地域包括支援センター人件費充当分34万4千円を追加するものであります。

次に、第4款、第1項、基金積立金、第1目の介護給付費準備基金積立金につきましては、基金利子の確定によります2千円の追加と、次の85ページにあります第6款、諸支出金、第1項、償還金及び還付加算金、第2目、償還金にあります平成26年度の支払基金の介護給付費返還金の額の確定によります不用額201万1千円を合わせまして201万3千円を基金に積み立てするものであります。

これによりまして、先ほどの資料1の財政調整基金及び特定目的基金の保有状況（見込）の表の下から2段目の右端にありますとおり平成27年度末基金保有見込額は、2,764万8千円となる見込みであります。

戻りまして、85ページの第6款、諸支出金、第1項、償還金及び還付加算金、第2目、償還金、23節の償還金、利子及び割引料の国庫支出金等返還金につきましては、ただいま説明させていただきました平成26年度の支払基金への介護給付費返還金の額の確定によりまして201万1千円を減額するものであります。

以上、平成27年度介護保険特別会計の補正予算について、提案理由の説明をさせていただきます。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 次に、議案第10号 平成27年度訓子府町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についての提案理由の説明を求めます。議案書86ページです。

上下水道課長。

○上下水道課長（遠藤琢磨君） 議案書86ページでございます。

議案第10号 平成27年度訓子府町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、提案説明をさせていただきます。

第1条第1項では、歳入歳出それぞれ1,387万5千円を減額し、歳入歳出の予算総額をそれぞれ2億802万7千円とするものであります。

第2項では、歳入歳出の補正予算の款項の区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予

算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正によることを規定してございます。

第2条につきましては、地方債の補正でありますので、後ほど88ページ、第2表地方債補正で説明をさせていただきます。

次に、87ページの第1表は、款項ごとにそれぞれの補正額を記載しておりますので、ご覧いただくこととしまして、その内容につきましては、89ページ以降の事項別明細書により説明をさせていただきます。

次に、88ページの第2表 地方債補正でございますけれども、事業費の確定によりまして、農業集落排水事業の起債借入限度額2,400万円を2,280万円に変更するものであり、補正後の起債の方法は、補正前と同じ証書借り入れ、利率も5%以内であります。

それでは、89ページからの歳入歳出予算補正の事項別明細書について、説明をさせていただきますが、今回の主な補正内容につきましては、農業集落排水事業の事業費確定、道道北見置戸線下水道支障物件移設工事不施工および事務事業の精算に伴います補正でございます。

はじめに歳入から説明をさせていただきます。

3款、1項、1目、国庫補助金115万8千円の減額は、農業集落排水施設更新工事費確定に伴いまして、農山漁村地域整備交付金を減額するものでございます。

4款、1項、1目、一般会計繰入金であります。今回の補正に伴いまして一般会計からの繰入金を746万7千円減額するものであります。

6款、3項、1目、雑入405万円の減額につきましては、オホーツク建設管理部で施工する予定でありました道道北見置戸線交通安全工事に関します下水道支障物件移設工事が不施工となりましたので、その補償費の全額を減額するものでございます。

7款、1項、1目、農業集落排水事業債につきましては、農業集落排水施設更新工事費確定により、事業費が減額になったことに伴いまして、下水道債で60万円、過疎債で同じく60万円、合わせまして120万円を減額するものです。

次に、90ページの歳出について説明させていただきます。

1款、2項、下水道管理費の1目、農業集落排水管理費の194万2千円の減額であります。11節の需用費の光熱水費につきましては、各処理施設の電気料において当初予算で基本料金および従量料金単価の値上がり、使用電力量の増を勘案し前年度実績に18%~23%程度の割り増しで計上しておりましたが、逆に基本料金の値下げおよび使用電力量の減少によりまして132万8千円を減額するものでございます。

12節、役務費の手数料38万9千円の減額は、末広処理施設、日出処理施設の余剰汚泥引き抜き回数が当初予算より6回分少なかったことによりましての減額でございます。

15節、工事請負費では、新たな公共柵設置工事費確定に伴いまして、執行残22万5千円を減額するものです。

2款、1項、1目、農業集落排水事業費1,165万8千円の減額につきましては、15節、工事請負費で先ほど歳入の補償費でも説明したとおり、道道北見置戸線交通安全工事区間短縮に伴います若富工区下水道支障物件移設工事が不施工となったことによりまして、工事請負費934万2千円を減額するものです。それから農業集落排水施設更新工事において工事価格の減額および入札執行残を合わせまして231万6千円を減額するもの

でございます。

3款、1項、公債費、2目の利子27万5千円の減額は、23節、償還金、利子及び割引料において、長期債利子が償還利率変更により15万1千円の減額になったことと、一時借入金を行わなかったことによりまして12万4千円を減額するものでございます。

91ページの表は、地方債の現在高の見込みに関する調書であり、今回の補正に伴いまして、平成27年度中起債見込額（C欄）でございますが、120万円減の3,200万円となり、一番右側の欄、平成27年度末現在高見込額も同じく120万円減の6億5,875万6千円となります。

また、別紙、資料3で、今回の補正予算に係ります投資的事業の内容を事業ごとに記載しておりますので、後ほどご覧いただくこととしまして、説明は省略させていただきます。

以上、平成27年度 訓子府町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、その提案説明をさせていただきましたが、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 次に、議案第11号 平成27年度訓子府町水道事業会計補正予算（第1号）についての提案理由の説明を求めます。議案書92ページです。

上下水道課長。

○上下水道課長（遠藤琢磨君） 議案書92ページをお開き願いたいと思います。

議案第11号 平成27年度 訓子府町水道事業会計補正予算（第1号）について、その提案説明をさせていただきます。

まず、第2条で、収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正するもので、収益的支出では、営業費用で1,015万4千円を減額、営業外費用で38万5千円を減額し、支出の総額を1億3,582万3千円とするものであります。

次に、第3条で、予算第4条本文括弧書中の3,572万1千円を3,309万3千円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するもので、資本的収入では、企業債で1,360万円を減額、補償金で392万1千円を減額、出資金で473万3千円を減額し、資本的収入の総額を5,703万6千円とするものです。

資本的支出では、建設改良費で2,488万2千円を減額し、資本的支出の総額を9,012万9千円とするものです。

第4条では、予算第5条に定めた企業債の事業ごとの限度額を表のとおり改め、限度額の総額を2,950万円とするもので、補正後の起債の方法は、補正前と同じ証書借り入れ、利率も5%以内であります。

93ページ、第5条では、予算第7条に定めた経費の職員給与費を31万3千円増額し総額3,137万8千円とするものです。

次の94ページ、水道事業会計予算実施計画（説明書）であります。これは一般会計の事項別明細書にあたるもので、その内容について説明をさせていただきます。

まず、収益的収入及び支出でございます。

収益的支出の内、1款、1項、営業費用の1目、原水及び浄水費につきましては、精算に伴う執行残506万7千円の減額でございます。その内容は、貸金10万7千円の減額、これにつきましては、維持管理賃金を伴う緊急的な事案がなかったことによる減額です。備用品費90万円の減額は各浄水場の備消耗品について節減に努めたため支出が少なかっ

たことにより減額するものです。燃料費7万7千円の減額は、大谷浄水場灯油および発電機用軽油の購入がなかったことによる減額です。手数料50万円の減額は、水質検査業務において入札執行残および臨時検査の実施が少なかったことによる減額でございます。賃借料68万3千円の減額は、緊急的な対応として重機借上料を計上しておりましたが、機械の使用がなかったことによる減額でございます。修繕費240万円の減額は、開盛浄水場井戸清掃修繕を2回実施予定をしてございましたが、1回の実施で済むことによる減額と各施設の機器修繕が少なかったことによる減額でございます。薬品費20万円の減額は、薬品使用数量および購入単価の減少による減額でございます。材料費20万円の減額は、各施設におきます機器等の補修資材購入が少なかったことによる減額でございます。

2目、配水及び給水費につきましては、賃金から材料費までについては、事業の精査による執行残で349万4千円の減額でございます。まず、賃金、備用品費については緊急的な作業、備品の購入がなかったことによる減額でございます。賃借料は緊急的な重機借り上げがなかったことによる減額と施設用地借上箇所を1か所分多く予算計上しておりましたが、実際には増えなかったことによりまして減額するものでございます。修繕費100万円の減額については、検満メーター取替修繕費が当初予算より安価になったことによる7万8千円の減額および施設修繕が予定より少なかったことによる92万2千円の減額によるものでございます。材料費150万円の減額は、各配水施設、管路等において補修資材が少なかったことにより58万5千円の減額、メーター器購入入札の結果、単価が安価となったことにより48万6千円の減額、それからメーターボックス購入個数の減により42万9千円の減額でございます。

3目の総係費でございますが、総額で24万9千円の減額でございますが、その内容は、まず、報酬の1万8千円の減額につきましては、上下水道経営審議会開催回数が2回予定してございましたが1回の開催で終わりましたので、委員の報酬1回分を減額するものでございます。給料1万6千円の増額および手当22万8千円の増額は、一般会計と同様に人事院勧告に基づきます給与改定、勤勉手当支給率の改正に伴い不足が生じるため追加するものでございます。賞与引当金繰入額8万7千円の増額は、勤勉手当の増額に伴い賞与引当金繰入額分5万4千円、法定福利費引当金繰入額分3万3千円を追加するものでございます。旅費6万2千円の減額は、職員旅費で必要最小限の出張にとどめたため不用額が生じ減額するものでございます。被服費の減額については、職員の被服貸与が必要なかったことにより減額するものです。備用品費11万円の減額は、一般事務用品の節減に努め購入が少なかったことにより減額するものでございます。手数料の8万円の減額は、メーターボックス等の産廃処理費がなかったことと車検手数料の執行残によるものです。修繕費の30万円の減額は、水道管理車両の修繕がなかったことによる減額でございます。食糧費9千円の減額は、食糧費を伴う緊急作業がなかったことにより減額するものでございます。

5目の資産減耗費134万4千円の減額は、固定資産除却費で道道北見置戸線若富工区支障物件移設工事が施工されなかったことに伴いまして、旧配水管の撤去がなかったため、その部分の除却費を減額するものでございます。

次に、2項、営業外費用の1目、支払利息であります。一時借入れを起さなかったことにより、一時借入金利息18万5千円を減額するものであります。

4目、雑支出20万円の減額は水道使用料還付金がなかったことにより19万円の減額と雑支出がなかったことによる1万円の減額であります。

続きまして、95ページ、資本的収入及び支出であります。今回の補正理由は、今年度の各工事が完了し事業費が確定したことに伴います収入、支出の補正であります。

まず収入ですが、1款、1項、1目、建設改良等に充てるための企業債では、起債借入額を減額するもので、南7線道路改良支障物件移設事業で200万円、老朽管更新事業で320万円、道道北見置戸線支障物件移設事業で840万円の合計1,360万円を減額するものです。

3項、1目、補償金では、国、道、訓子府町からの各工事に対する補償費を工事費確定に伴い減額するもので、北海道横断自動車道支障物件移設事業で3万8千円、道道北見置戸線支障物件移設事業で381万8千円、道道置戸訓子府北見線支障物件移設事業で6万5千円の合計392万1千円を減額するものです。

4項、1目、出資金では、各工事に対する一般会計からの出資金を工事費確定に伴い減額するもので、南7線道路改良支障物件移設事業で82万3千円、道道北見置戸線支障物件移設事業で282万5千円、老朽管更新事業で108万5千円の合計473万3千円を減額するものです。

次に、支出でございますが、1款、1項、1目、施設改良費では、同じく工事費確定に伴い工事請負費2,465万5千円を減額するもので、内容については、南7線支障物件移設工事で329万4千円、穂波南11線老朽管更新工事で199万8千円、駒里西32号線老朽管更新工事で22万6千円、南13線配水管移設工事で211万6千円、道道北見置戸線関連の若富工区配水管移設工事で1,512万円、横断自動車道関連の開盛321送水管移設工事で183万6千円、道道置戸訓子府北見線弁^{べんきょう}籠^{かご}嵩上^{かさあげ}工事で6万5千円をそれぞれ減額するものでございます。

2目、固定資産購入費22万7千円の減額については、新設用メーター器購入個数が当初予算より減になったことにより減額するものでございます。

次に、96ページのキャッシュ・フロー計算書につきましては、各活動ごとの一会計期間の現金の流れを見るための報告書でございますが、今回の補正に伴いまして、当初予算と比べ、Ⅰ業務活動のうち、当年度純利益で988万6千円増額、Ⅱ投資活動では、有形固定資産の取得による支出が2,303万8千円減ったことと、国庫補助金等による収入が392万1千円減ったことによりまして1,911万7千円の減額になっております。Ⅲ財務活動では、建設改良費等の財源に充てるため、企業債の収入で1,360万円の減、他会計からの出資による収入で473万3千円減、合わせまして1,833万3千円が減額となり、Ⅳ資金増加額が935万円増加、Ⅴ資金期首残高682万3千円増加、Ⅵ資金期末残高が1,617万3千円増額の4億5,037万1千円となっております。

97ページ、98ページには、今回の補正に伴います給与費明細書を一般会計に準じて作成しておりますが、後ほどご覧いただくこととし、説明は省略させていただきます。

また、別紙資料4で、今回の補正予算に係ります投資的事業の内容を事業ごとに記載しておりますので、こちらも後ほどご覧いただくこととして、説明は省略させていただきます。

以上、平成27年度訓子府町水道事業会計補正予算（第1号）について、その提案説明

をさせていただきますが、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（上原豊茂君） それでは、ここで午後2時20分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時12分

再開 午後 2時20分

○議長（上原豊茂君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

これより一括議題の議案第18号、議案第19号、議案第6号、議案第7号、議案第8号、議案第9号、議案第10号、議案第11号の質疑、討論、採決に入ります。

一括議題の質疑にあたりましては、議事進行上、会議規則第55条のただし書きを適用し、議長が指定した議案ごとに1人につき2回まで質疑することを許します。

まず最初に、議案第18号の質疑を許します。議案書99ページです。

ご質疑ありませんか。

川村進君。

○7番（川村 進君） 7番、川村です。この議案に関しまして、町長は19年に立候補したとき、給与50万円とあって、1期終わると73万円に上げ、そのときに73万円ではまずかったのか、10万円下げて63万円にして、今回73万円で給与が決まっています。私は初年度に立候補したとき、19年度の50万円がずっと続くものだと思っていました。それが途中で上がって、これは公約というものになっていたと思っているのが、順繰り順繰り上がって行って不思議だと思っております。それで今回、町民の皆さんとこの件もいろいろ話をしました。そのときに50万円は公約であったはずなのに上がっている。今回ボーナスで73万円で計算されて上がるというのは、どうも不合理ではないかと。このあと副町長と教育長については、これは言いたくないです。しかし町長が上げるというのは、どうもしっくりいかないので、これをこの議案にするのであれば、町長を抜いて副町長と教育長の二人のものを上げてもらうという、そういうようにしていただかないと、町長どうもこれは給料が高すぎるのに、また50万円というのから73万円という23万円上がって、またここで上げると、それこそいろいろな方の方の言っていることと違うように思います。町民を逆なでするような、そういう議案ではないかと思しますので、議案をちょっと変えてほしいと思って、それをお願いします。

○議長（上原豊茂君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） ただいま、町長1期目50万円、2期目がですね10%減額ということで取り組んだ経過がございます。いずれも町長のマニフェストに基づいてのこととございまして、1期目のときには50万円ということでした。2期目のときには10%減ということでマニフェストの方でうたわれて、そういったかたちで減額した経過がございます。3期目のときには特にその件についてはうたってはいなかったんですけども、昨年の5月に特別職報酬等審議会を開きまして、その中で町長、それから特別職の給料についてのご意見を伺いまして、答申をいただいた中で通常どおりの現行の73万円に戻すべきだということで、現在その給料を定めているということでございます。町長だけ別に期末手当の分を反映しないということにも、それもならないものですから、特別職報酬審議会の中で今までも人勧どおりの支給率どおり支給すべきだというご意見もい

ただいておりますので、そういったことでこの今回の条例については修正するという考えは今のところもっておりませんので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 川村進君。

○7番（川村 進君） 7番、川村です。報酬審議会がどういうふうな考え方でいるか、どの方が委員になっているかわかりませんが、町長が19年に立候補したときには、いろいろ言ったんですよ、50万円、退職金は積み立てして全額町に寄付しますと。そして、議会が始まって当分の間、副町長を置かない、そして一番の最大、議員からも追及がありましたけれども、銀河線を私の努力で走らせますと言って、町民にいろいろ言ったんです。その中で、私らは銀河線は走らせられないし、副町長を置かない、この忙しい、いろいろなことがあるから、それは無理だと言った。だけれども給料だけはどうしても守ってもらわなければならないと私は思っていましたので、今回はやはり町民が何を基準に選んだかというときに、私らは今でも言います、両方の候補の言っていることは大差なく、選ぶときの基準はやはり給料を50万円にするというのは、ものすごい訴える力があつた。だから当選させるべく投票したという人がいました。今でも間違っていないといっているんです。ですから今回はどうでしょう町長、自らそれは辞退するというような感覚で話をしてもらいたいんですが、どうでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 2回だけの質問ですから、あまりご理解いただけるかどうかちょっとわかりませんが、私の思いをちょっと答弁させていただきます。平成19年の立候補に当たっては、マニフェストを作成して1期目の公約を掲げたのは今、川村議員のご指摘のとおりでございます。私の給料を50万円以下にする。そして副町長、当時は助役を置かない。職員の給料を下げる等を含めて財政を健全化にもっていくことを掲げさせていただきました。そのことは平成18年の合併協議会の資料の中で、訓子府町は平成21年度に基金をすべて食いつぶすと。うちの町は破綻するんだということを合併の説明会のときにも町の資料として出てまいりました。立候補に当たってはいずれにしても財政健全化のためにも自ら身を切るということを示せずして、私は職員や町民の理解を得ることはできないのではないのかということで、このような施策をして4年間とにかくそれを守ってまいりました。最終的になってみなければわからないという部分も多々ありますので、平成23年の2期目には、まず現職ですから、報酬審議会というのがございまして、商工代表者、あるいは実践会の代表者、あるいは金融機関、それから町内会等々の代表者で審議会を形成してございまして、私の給料でいいますと73万円の給料を5%削減すべきだという答申をいただきました。これは町長、副町長、教育長含めてです。私は政治家たる私は5%ではなくて10%を削減させていただくということで73万円の給料を65万円にほぼさせていただくということで4年間それにあたりました。3期目の27年でございますけれども、これも私は心の中ではですね、政策にはあげませんでしたけれども、同じような考え方でいこうと思って報酬審議会に臨みましたが、審議会の方では、あまりにも審議会の答申を無視していないかと。町長は報酬審議会を開いていて、その答申が前回5%削減だということに10%削減するということについては、何のための審議会だというご意見も含めて、今回については報酬審議会の答申どおりに報酬を受けていただきたいということをいただきまして、熟慮の末、私は平成27年の3期目については条例

で決まっております73万円をお受けしたという経過がございます。今後これらをどのようなかたちで、また退職金等とかいろいろ言うておられますけれども、これは公職選挙法でグレーという指摘をいただきました。北海道選挙管理委員会から。現職の間にそういうことを公約に掲げたり、政策で上げるというのは好ましいことではないというご指摘もいただきました。あえて私はマニフェストには触れておりません。ですから、ある意味では、川村議員が50万円を3期ずっとやっている限り50万円でやるべきだと思っていたという方は町民の中におられると思いますけれども、私自身の2期目の公約等含めて、このような推移の中でやってきたというのが本当のところでございます。さらに、こうした町長としての報酬は時代や状況とともに、やはり変わっていくというのは、これは仕方ないことではないかなというふうに思っています。例えば、前任の深見町長は、町長になったときは77万円の報酬でございました。その後、見直しをして87万円になりました。やめるときに、やめるというか何期目が忘れましてけれども、73万円に私が受けた条例上の73万円になったということをも、時代と財政的な状況を加味しながら私は報酬は適切に決めていくことだというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思ます。

○議長（上原豊茂君） ほか、ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 質疑がないようですので、議案第18号の質疑を終了いたします。

次に、議案第19号の質疑を許します。議案書102ページでございます。

ご質疑ございませんか。

川村進君。

○7番（川村 進君） 7番、川村です。これよく聞いたら年齢の低い方、給料が安いと思われる方だということですね。でもこれは少し、それこそ違うんじゃないかと。自治体職員という職を選ぶときに、どういう心づもり、腹づもりで選ばれたか。えらい高いと思って、最終的には恩給までつくという、それはおじいちゃん、おばあちゃんから教えられたりして公務員が親方日の丸であるから、ものすごくいいぞとって職員になったと思う。そのときにもう限度いっぱい年齢、そして590何万円までになるまで何年かあるのかもしれないけれども、民間との格差で行くと、かなりの格差があって、官民格差といわれてからもかなりあります。ですから、あまりに民間を刺激するようなことであってはいけないと。やはり格差がつきすぎ、同じ年齢で町職員より給料の高い民間人なんていうのは、まず東京、大阪ぐらいだけだと思います。ですから、これは上げるべきではないと思います。

○議長（上原豊茂君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） 今回、若い人といいますか、民間との賃金との比較を行って若い層のところが低いということで、初任給等も含めまして2,500円引き上げるものです。年齢層の高いところについては1,100円が引き上げになるということでございます。昨年、27年の4月からですね、給与制度の総合的見直しというものが行われまして、その中で今、都市部というお話もありましたけれども、民間の賃金の低い地域、下から12県、青森だとか、そういったところの低い県の地域から民間の賃金と、それと公務員給与の比較を行って今の給料表が出来上がってきております。逆に都市部のところにつ

いてはですね、別の地域手当という給料基本額にそれに上乗せする地域手当というのがございまして、例えば東京だとか札幌だとか、そういう都市部につきましては最高で18%だったのが今20%、その地域手当、本俸の20%上乗せになって、こういった地域の方については支給されているという状況になっております。昨年、給料の総合的見直しが行われまして、平均で大体2%程度が全体的に引き下げられて給料表が出来上がった。今年は8月にまた人勧の出された時点で従業員50人以上の事業所を対象とした民間の賃金の水準と、それから公務員の水準を比較しまして、若干、公務員の方が低いということで今回引き上げられたという経過になっておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（上原豊茂君） ほか、ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 質疑がないようですので、これで議案第19号の質疑を終了いたします。

次に、議案第6号の質疑を許します。議案書4ページです。

ご質疑ございませんか。

河端芳恵君。

○3番（河端芳恵君） 何点かお伺いいたします。はじめに23ページ、8目、企画費の中で一番下の段にありました生活交通路線維持対策事業費補助金、これ今回初めてだということで上がってきましたが、銀河線廃止になったとき、国や道から交通を維持するための何らかの対策費なりもあるかなと思っておりますが、今回こういうかたちで出てきました、先ほど各路線の乗車人員とか、いろいろなことがありましたが、これについてももう少し詳しく。それと今後どういう算定、年度どういうことで算定されているのか伺います。

30ページの上段にありました臨時福祉給付金事業、これの中で給付金として1,200人が906人になって減額ということですが、これは対象者、これ申請で受給できると思うんですが、当初1,200人見込んでいたのが906人になったと、この周知の仕方、申請の仕方がどうだったのかな。本当に必要な人が申請できて受給できていたのかなということ伺います。

それとその下にこれからのことなんですが、年金生活者等支援臨時福祉給付金、これは来年度になりますが、それについても、どのように周知して申請していただいて、きちんと支給できるようなかたちになるのか、そこをお伺いいたします。

○議長（上原豊茂君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊田 彰君） ただいま、23ページ、2款、1項、8目、企画費の地方交通対策事業の負担金、補助及び交付金、生活交通路線維持対策事業費補助金の部分でご質問をいただきました。基本的には、先ほど副町長が申し上げたとおり乗車密度の関係が5人を下回ったということで今回補助金ということで出てきたということでございますけれども、詳しく言いますと、地域間路線につきましては、国の補助制度がございまして、その基準として、1回当たりの乗車人数が5人以上という基準がございまして、5人を下回る路線については、地域というかですね、地域でその部分を金額的に埋め合わせをするというような制度になってございまして、そこの部分で今回たまたま補助制度の部分でいきますと、暦年の補助でございまして、もう1年前にですね、補助金は確定している補助金でございまして、今年度も既に事業者の方からは申請をしている補助金ということでご

ございますので、乗車密度の関係でいきますと、訓子府町4路線というか、3路線ございまして、地域間の対象になる部分、勝山線が4.1人、置戸の緑清園線、これが4.9人、陸別線が4.2人ということで、これ北見市と訓子府町、置戸町、陸別町で均等割、キロ定割、人口割ということで負担割合を決めて負担している部分でございまして、今回でいきますと1市3町全体でいきますと1,605万円の補助金の部分でございまして、訓子府町が提案申し上げている294万5千円、およそ18.3%の部分が訓子府町が負担するということでございます。それでこの部分につきましては、輸送実績の部分もございまして、昨年も3月の議会で提案をさせていただいて、昨年は255万8千円ということでお認めをいただいた部分でございまして、どうしても実績が出ないと補助額も確定しないということで、時期的には、この時期に予算提案ということにさせていただいております。今後の部分でございすけれども、当然のように、ここ2年は補助額が発生してございすので、今後においても現段階の回数というかですね、運行回数を維持する場合においては、特に学生さんの人口が減っているということもございすので、今後も続くのかなというふうに考えてございす。それと前段ちょっと、維持に対して銀河線の部分の基金のお話でございまして、この部分の今回の294万5千円の部分については、特別交付税の対象になってございまして、ここの部分については基金からの繰入金を充当しないで特別交付税の方に申請をするということで処理をしたいというふうに考えてございすので、ご理解願いたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡辺克人君） ただいま、臨時福祉給付金の周知の仕方はどのようにやったかということと、年金生活者の部分はどのように周知するかというご質問でございすけれども、今回の臨時福祉給付金につきましては、906人の方の申請がきていすところでございますけれども、これにつきましては、前年も同じく26年度にも臨時福祉給付金をやっております、そのときにつきましては977人の申請がございましたので、今回の27年度の臨時福祉給付金に当たりましては、約2割増ということで予算的には1,200人分をとっているところでございます。それで今年度の周知の方法につきましては、昨年度、26年度につきましては、全世帯に対してですね、ダイレクトメールを送らせていただいす、臨時福祉給付金の周知をさせていただいているところでございますけれども、今回につきましては、当然、当たらないと思われる方にもいくものですから、その辺のことも整理をさせていただきまして、今回につきましては、26年度の申請者に対しては当然ダイレクトメールをさせていただいておりますし、そのほか、当たると思われる可能性のある方、また福祉灯油も実施しておりますので、そういう意味では福祉灯油の情報なりをですね、福祉保健課で持っている情報をできるだけ拾って、ダイレクトメールをしているところでございます。このダイレクトメールについては、当初の7月31日と途中の10月1日ですね、2回やっております、2回目は第1回目で来なかった方に対してさらに追加しているということでございす。また全町的にはですね、町広報誌によりまして、8月の広報誌、9月は折り込みチラシで臨時福祉給付金の申請をしていただきたいという折り込みをしています。それと10月についても臨時福祉給付金が当たるということで広報しているところでございます。また10月に入りましてダイレクトメール、それでも当たりそうな可能性のある方がいるのではないのかということで直接ですね電話をして可能性

がある、当たるかもしれないということで申請してみてもということで電話をして対応をしているところがございます。それで今回、前回977人から906人に減ったということでございますけれども、26年度と27年度の所得の違いもありますので、その辺のことも影響しているのではないかとこのように考えているところがございます。また続きまして、次の年金生活者の周知につきましてもですね、同様にですね、町広報誌、そしてダイレクトメール、当たりそうな方についても積極的に周知をしてですね、またその申請状況を見まして可能性のある方については積極的に申請をいただけるように勧奨していきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（上原豊茂君） ほか、ご質疑ございませんか。

川村進君。

○7番（川村 進君） 7番、川村です。9ページ、町税の1款、3項、軽自動車税について。軽自動車税の142万円、これがマイナスになっているんですが、本町は軽自動車税は1台いくらで、今何台登録されているんですか数は。この9ページね。これ何台登録して、1台7,200円ぐらいもらっているのか、税金がかかっているのかね。それで142万円がマイナスになるということは登録台数が減ったということかい。

それともう一つ、下の1款、町税、第6項、入湯税、これ12万7千円増えている。油代がひどいかかって、今年は油代が安いからマイナスにはなっていないで、順調にしているのかどうか。それと富山産業がやっているあれが下がったからプラスになるのか。

それと18ページの19款、諸収入、第5項、雑入、その一番下に北見地区スクラムミックス事業精算金還付金というのが106万1千円あるんだけど、これいくら本町はスクラムミックスセンターの諸費用をかけて、いくら負担をして100万円戻ってきたのか。私が議員をやめたときに2,400万円の負担でもうほとんど決めていた。それを5年も6年も延ばして北見市が財政悪化したと言って、その倍の4,800万円ぐらいの負担を強いられて、ようやく終わったと。それいくらかけて100万円戻ってきたのか、100万円戻ってきたと喜んでいられない本当の話はね、腹が立ってしょうがない北見市に。これどんなふうにして100万円戻ってきたか説明してください。

○議長（上原豊茂君） 町民課長。

○町民課長（八鍬光邦君） まず、1点目の9ページになりますけれども、軽自動車税の142万円の減、軽自動車税がいくらで何台でという話でございますが、ここの142万円の減額といいますのは、先ほど副町長の方からも説明させていただきましたけれども、平成26年度の地方税法等の改正によりまして、軽自動車税の税率が27年4月1日から予定をされていたところですが、そのうちの原付二輪車、小型特殊車両の税率の引き上げが1年先延ばしになったということでの影響額で142万円でございます。原付の50cc以下が1千円であるものを2千円にしようとしていた。それから、51ccから90ccまでの1,200円というものを2千円にしようとしていたというような、そういう税率の改正が予定されておりましたが、それが1年先延ばしになったと。この時期が3月31日付で出された改正でありまして、昨年度の当初予算のときには、既に引き上げを予定した予算を計上させていただいたということでございます。先ほど軽自動車税の四輪のことをお話していたかと思っておりますので、今、現行は7,200円という軽四輪の乗用車ですね、7,200円という金額でございます。これはゆくゆく今年からは1万800円

に引き上げられるとか、重課といいまして、13年以上超えた14年目からの車には、もうちょっと上がるとか、逆にグリーン化で電気自動車とかという部分については軽課ということで軽くなるかということによって法律が変わってまいっております。142万円の内訳を少しづつちよつと端数もあってその後の異動もありますのであれですけれども、50cc以下の部分で17万8千円の減額、それから51ccから90ccまでで1万円の減額、91ccから125cc以下で1万円の減額、二輪車で8万3千円の減額がありまして、その他、農業用の小型特殊、トラクター等ですけれども、ここの部分でいきますと71万5千円の減額、それから特殊車両、小型特殊ですからフォークリフトとかというようなものですけれども、それが15万5千円の減額、三輪以上の原付の部分で2万1千円の減額というふうに、多少この後、当初から見ますと台数の異動もございまして、142万円の減額が今回提案させていただいた金額ということでございます。

それから2番目にありましたその下の入湯税でございますけれども、12万7千円の増額だと。増額の根拠だけをまず申し上げます。12款の方にもですね、温泉保養センターの使用料の増ということが補正予算として計上させていただいておりますけれども、その見合いに合わせた税額ということでございます。当初は入湯税1人といいますか1回といいますか、50円ですから、当初は127人の307日を見込みまして、約194万9千円の当初予算をみてございましたけれども、利用者の伸びといいますかありまして、使用料に合わせたかたちで積算をしまして、50円掛ける135.3人、1日に約8.3人の増加がみられるという見込みができるということで135.3人の307日で207万6千円、差し引き12万7千円の入湯税の増額とさせていただいております。先ほどの運営の関係については、後ほど説明させていただきます。

それから3番目に18ページの北見地区スクラムミックス事業精算金還付金ということで106万1千円の戻りがくるんだということでございます。これはまず、北見地区スクラムミックスというのは議員ご承知のとおり、し尿の分と北見の下水道の分と合わせてスクラムでミックスして処理を行うということでございますけれども、この106万1千円につきましては、平成26年度の事業の分にかかる精算金でございます。負担割合につきましては処理容量に応じて算出した応益比率となっておりますけれども、当該年度の前々年度、1月から前年度12月までにスクラムミックスセンターに搬入した容量割合によつての精算になります。委託料は暫定的に前々年度1月から前々年度12月の応益割で積算した額と、それから21年1月26日に締結しました解散に伴います協定書等によりまして当該年度の償還金と合わせた額を納めることになってございます。まず106万1千円のことだけをお話させていただきますけれども、前々年度ですから平成24年度の負担率が、その時の応益割合が比率が15.7%ということで計算をしてございました。決算を見ますと確定した負担率が14.68%ということで当初トータルで地方債も含めまして1,158万8千円を委託料として概算払いをしていたと。それが精算によりまして、1,052万6,873円ということで106万1,127円が還付されるという実績になってございます。先ほど北見市がうんぬんというお話がございましたけれども、その分につきましては旧端野処理場の解体等のお話かと思っておりますけれども、その分につきましては別のところで精算をさせていただいて、歳出の方で精算をさせていただいておりますが、この分につきましては、訓子府町が下水道が普及したことによって、し尿処理の部分を北見

の下水道の端野の上にありますスクラムミックスセンターに搬入をして、そこで一緒に処理をしていただいているところの部分の精算金ということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 農林商工課長。

○農林商工課長（村口鉄哉君） 川村議員の方から質問がありました運営の関係のご質問で、管理の方の燃料の方の減額部分ということでありますけれども、32ページの支出の方で、32ページの3款、民生費の3目の温泉保養センター費の中の温泉保養センター管理運営事業、ここの中の事業費の燃料費、減額40万円ということで、ここで総体の金額を出しまして、金額的に40万円の減になるということであります。それともう一つ、運営費の管理の関係でお話がありましたけれども、今回につきましては変更がないということであります。

以上です。

○議長（上原豊茂君） ほかが質疑ございませんか。

工藤弘喜君。

○5番（工藤弘喜君） 5番、工藤です。何点かちょっと質問させていただきたいんですけども、先に歳入に関わることなんですけど、10ページの道営訓子府北西地区農地整備事業の分担金に関わることなんですけど、北西地区、それからその下の高園地区の分担金が減額されていますけれども、事業が行われなかったというので、こういうふうなことになってきたんだと思うんですけど、その主たる大きな原因というか、理由というのをちょっと、どういうふうになっているのかお聞かせください。

それから11ページになりますけれども、その次のページですが、これも同じ課になります牧場の使用料の関係ですが、これも減額で27万2千6百円、説明の中で大口の利用者が少なかったということでありましたけれども、この大口が何戸というか何件あって頭数としてどの程度影響したのか。その辺がわかっているかと思っておりますので説明をお願いいたします。

それから今度、歳出になりますけれども、22ページ、公有林管理費になりますけれども、町有林の整備事業、これは補助と単独がありますが、これも500万円を超える金額が減額になっておりまして、この委託料ですが、その造林業務の関係で、補助の部分でいけば、それは間伐、列状間伐をした結果とかというふうな説明がありましたけれどもこの辺と、その次の単独事業の造林業務、これは皆伐に伴うということだと思っておりますが、この辺の理由をもう少しわかればちょっとお聞かせ願いたいと思います。

それからですね、今度は29ページになります。29ページの社会福祉総務費に関わることなんですけど、障害者等福祉事業の委託料、配食サービス事業が858食から520食に減になっていると。その結果、27万1千円という減に整理されておりますけれども、当初の見込みからみて、なぜこういう減になったのかという理由があるかと思うんですけど、その原因も含めて理由ですね、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

それから41ページの商工費に関わることなんですけど、訓子府町店舗改修事業補助金が12万4千9百円が減額補正されていますが、これ5件ということだったんですけど、この状況がどういうふうな状況になっているか。この店舗改修事業、やはりなかなか要望があってもできないのか、あるいは何か困難さがあって、こういう状況になっているのか。その辺

をどういふふうに捉えて、こういう減額補正になったのかということをお聞かせください。

以上、そんなところで。

○議長（上原豊茂君） 農林商工課長。

○農林商工課長（村口鉄哉君） まず、10ページ、11款、分担金及び負担金、1目、農林水産業費分担金、ここの3地区の道営事業の分担金の、2地区減とそれからもう1地区はプラスでありますけれども、減はどういうようなかたちでそういうふうになるかというようなことだと思います。事業の予算のまず配分でありますけれども、12月に当初予算を組みまして、その後2月か3月頃に道の予算が決定されます。そういうことで、そこにまず開きが出てきます。ですので、当初予算はある程度多くみております。それと実績については、2月なり3月に道の予算が決まって27年度の事業がおおよそ決まってくる。ということで、今回の北西地区については、詳細にちょっと説明させていただきますと27年度当初が事業費でありますけれども2億4,140万円、それから27年度実績、これの事業費が9,014万3千円あります。ここに約1億5千万円の27年度の執行残が出てきています。その他にその残を消化するために平成27年度通常繰越、これが事業費7,115万円、それから同じく27年度補正繰越、これが事業費が4,500万円、最終的に307万7千円の減になるというような計算であります。同じく道営の訓子府高園地区についても同じようなかたちで27年度当初、それから27年度実績、それから27年度の通常繰越を加味しますと317万7千円の減になるというような事業の流れであります。また、最後の方、プラスになっておりますけれども、その部分については当初予算、それから実績が少ないですけれども、27年度の通常繰越が余った金額よりも多く予算が配分されておりますので、最終的に608万2千円の増額というようなかたちになっております。

それから続いて11ページ、12款、使用料及び手数料、4目、農業使用料、牧場使用料の272万6千円の減の内容でありますけれども、まず大口利用されている方の農家戸数でありますけれども1戸であります。それから頭数については90頭、計算しますと約300万円、それと他に肉用の牛が増えておりますので、差し引きで最終的に272万6千円というような減になっております。

次、22ページ、歳出でありますけれども、2款、総務費、4目、公有林管理費、これのそれぞれの委託料の単独と補助の部分でありますけれども、町有林の整備の補助の方でありますけれども地拵え、これが当初と実績があります。まずそこで差が出てきます。細かく言った方がよろしいでしょうか。差が21万3千円、次に下刈り、これが差が32万8千円、それぞれ減であります。それから間伐、これが減でありますけれども472万8千円、それから野鼠駆除、これは変更なしということで、今言いました21万3千円、32万8千円、472万8千円を合計しますと526万9千円前後ぐらいになるというふうに思います。それから単独の方でありますけれども、皆伐、これが実績と差で488万9千円、野鼠駆除の関係でありますけれども差が3万2千円ぐらいですね、それから風倒木、これが実施されませんでしたので34万9千円、間伐、選木の入札残で29万6千円ということで、合計で556万5千円前後ぐらいという計算になります。

次に、41ページ、7款、商工費、2目、商工振興費、この中の訓子府町店舗改修事業補助金の124万9千円の減の状況ということのご質問だと思います。当初予算で6件、

50万円ですので300万円、実績が5件で175万1千円ということで差額で124万9千円ということです。予算がかなり残になっているということでありますけれども、店舗自体のやはり投資的な部分の費用の関係ではなかろうかというふうに思います。昨年も同じような説明をさせていただいたのですけれども、どちらかといえばLEDとか省力化を進めているというようなかたちになっていますので、1件分50万円の補助を満度にご利用されていないかたちになっているのかなというふうに思います。

以上です。

○議長（上原豊茂君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡辺克人君） 29ページですね、障害者等福祉事業の配食サービス事業の減額の主な理由でございますけれども、858食から520食になっている、その減の理由についてのお伺いでございますけれども、当初ですね、障がい者の方、6人分の配食サービスをみておりましたけれども、実質的には3人になっているということでございます。この理由といたしましては、26年度におきまして、障がい者の方の高齢化により高齢者配食サービスの方に移行されていますので、その分の減額ということになっておりますのでご理解賜りたいと思います。

○議長（上原豊茂君） ほかが質疑ございませんか。

山田日出夫君。

○4番（山田日出夫君） 4番、山田です。今回の補正予算は総じて整理予算ということですから、予算額と実施の差を調整するということだと思います。そういうことなんでしょうけれども、例えばというかお聞きしますけれども、35ページの衛生費の下段ですね、予防費、予防接種事業は需用費、委託料含めて予算見積りに対して実績が少ない数字が並んでいて整理されているということなのですが、ちょっと違和感を感じるんですけれども、必要だと思って見積りした予算がなぜこのように実績と開きがあるのか。何かちょっとぴんとこないのです、その理由について、ご認識がありましたら教えていただきたいということが一つと、予算とこのように差ができることがたくさん並んでいますけれども、それに対する町のなんて言うんでしょう、予算運営上の認識、2点についてお伺いをしたいと思います。あちこちにあります。

42ページの道路橋梁費の一番下段で南12線舗装修繕工事でちょっと聞き漏らしかどうかわかりませんが、採択事業費、あるいは事業費の減が原因だということで聞こえたんですけれども、これをもう少し説明をお願いしたいと思います。

それと次の43ページ、河川費の使用料及び賃借料の竹田川の延期分とこれも聞こえましたけれども、この延期の理由といいますか内容をもう少し教えていただきたいと思います。お願いします。

○議長（上原豊茂君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡辺克人君） 35ページの予防接種事業の関係で減額の整理をさせていただいておりますけれども、そのなぜそのような当初予算と開きがあるかということの理由についてのご質問だと思いますけれども、これにつきましては、例えば子宮頸がんでありますと、対象者が26名いるんですけれども、これにつきましては一応、積極的勧奨を控えなさいということになっておりまして、実質、現実的にはないんでございますけれども、基本的にはないといいながらも、大体20%の6名程度の人数をみているという

ことでございます。いつ勸奨になるかわからないというのもありますので、そういった部分で子宮頸がんにつきましては落としているということと、水痘予防接種もそうですけれども、成人用肺炎球菌予防接種も前年度実績から見越して計上しておりますけれども、どうしてもその年の年代、年代の対象者、成人用肺炎球菌であると5年ごとに毎年変わるんですけれども、その部分について増減があるということですね。あと子どもインフルエンザ予防接種につきましては今回初めて実施したということもありまして、状況がわからない中で近隣町村の状況も含めて予算計上をさせていただいたんですけれども、結局はそこまで至らなかったということで、その辺の開きがこのような原因になっていることと思われれます。

以上でございます。

○議長（上原豊茂君） 建設課長。

○建設課長（山内啓伸君） 42ページになります。8款、3項、2目、道路維持費です。この一番下になりますけれども、工事請負費、南12線の関係なんですけれども、これについては、実は社会資本整備総合交付金、この関係だったんですけれども、こちらとしての要望としては、南12線の残る全線1,755mの要望をしていたんですけれども、半分程度ということだったということで今回780mの改良に終わったということで、残りについては旧遠藤商店から置戸側のぶつかりまでは来年度予算計上はさせていただきたいというふうに思います。

次のページの43ページになりますけれども、中ほどの8款、4項、1目、河川総務費の中のこれについては14節の使用料及び賃借料および15節、工事請負費、両方に係るんですが、これについては先ほど説明したとおり竹田川の関係になります。これについては酪農家の牧草地のそばということで、その三番草を刈ったあとに工事をしたいということで11月中旬頃をめどにしていたんですけれども、雨とかが多くて地盤が非常に悪くて結構トラックですとか、ダンプですとか入るものですから、来年に影響するというので地権者と協議して先送りしたということです。

以上でございます。

○議長（上原豊茂君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊田 彰君） ただいま、1点目に関係して予算との差が出ることについて、予算運営上の認識についてということでございます。本町の予算編成においては12月の月上旬に各課からの予算要求の締め切りということで、その後、予算編成等々いろいろございまして、現段階、3月段階で議会への提案をさせていただいている部分がございます。そういう意味では、時期的な乖離があるということで非常に社会情勢等含めると変更もあるということで、原則的には補正は制度的な部分以外の補正は認めないということもございまして、そういう意味では、なかなか大きめに一定程度、対象者がある程度見込んだ中でできているかなというのはございます。そういう意味では、全体に扶助費が特にどういうことが発生するかわからないということがございますので、多いかなということもございまして、毎年というわけでもないですけれども、ほぼですね不用額3億円ぐらいというのが実態としてあるかなと思ってございます。そういう意味では現段階でございまして、新年度予算が組めないとかですね、そういう状況には現段階では一定の財政調整基金等を繰り入れしながら進んでいるということもございまして、そういった意味

では、現段階ではそのようなかたちで進んでいるという認識にあるということでご理解いただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） ほかがございますか。

山田日出夫君。

○4番（山田日出夫君） 4番、山田です。35ページの子宮頸がんの予防接種にちょっと戻りたいと思うんですけど、この間NHKでしたかね、女子高校生がどこだったかは忘れちゃいましたけど、たった一人の遅れた卒業式をしたということで、学業中にすごく麻痺やけいれんを起こしてということで、遅れて校長室でたった一人の卒業式をしていたニュースが流れておりました。そういうことで本来、国に質問すればいいんでしょうけれども、何かこの子宮頸がんの進め方については、町も大変苦しんでられると思うんですよ、町に質問するのちょっと何かと思うんですけども、予算を上げていて積極的に対応するなど国に言われていて、その予算も対象者二十数名いるうちの6人分でやはりゼロ人だったという、この非常に何か苦しんでられる内容も含めて対応について、これ町民の命や健康に関わることですからね、いいことをやっっているながら中途半端になっていることについてのもっと積極的な何ていうんでしょうね、やめるとかね、いっそのこと。あんな女子高校生を生ませたくないというか、その辺も含めて。町長に聞いたほうがいいのかな、お願いします。

○議長（上原豊茂君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡辺克人君） ただいま、子宮頸がんの予防接種のお話ですけれども、山田議員言われたとおり私も非常にちょっと苦しんでいるところでございます。定期接種化になって予防に関しましては本当にこれをするによって将来がんを防ぐという意味ではですね、本当に必要な予防接種だと思っておりますけれども、それに対する二次的な副作用において、そういう状況になっていく事例があると思われているということの現実があります。そういった意味では、国としてもですね、有効性については否定はしていないんですけれども、副作用の原因がわからないという部分もあるので積極的な勧奨を控えているということの状況にありますので、そういった意味ではですね、父兄の方、親の方がですね、責任を持ってやっていただくという意味ではですね、気にしないで、受けても大丈夫だと思われている親も中にはもしかするといえるかもしれないということで、そういった部分の方にはですね、受けていただくのはいいのかなということは考えておりますけれども、非常に難しい状態でございますので、大変ちょっと苦慮しますけれども、今後、国の動きと保健所等の動きを考えながら今後検討してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（上原豊茂君） ほかが質疑ございますか。

余湖龍三君。

○6番（余湖龍三君） 6番、余湖です。何点かお願いします。まず10ページ、民生費負担金の児童福祉費負担金の中の常設保育所利用者負担金というのが約300万円近い減なんですけれども、これについては人数的なことはわかっていると思うんですけども、その中でこれだけの人数が常設保育所を利用していないということじゃないかと思うので、そこら辺の人数とか考え方をお知らせください。

続いて23ページの企画費ですね、高齢者ハイヤー利用サービス業務、それから路線バ

ス高齢者利用支援事業について70万円近い減というか、利用されていないということなんですけれども、ここら辺の原因について、わかる限り教えてください。

24ページ、企画費の続きのまちづくりパワーアップ特別対策事業補助金が、これは確か全体200万円ぐらいの中のこれ30万円が使われていないということだと思いますけれども、これはいろいろな種類があったと思うんですけれども、どの部分がどのように使われていないのか教えてください。

50ページ、こども園費のこども園建設事業で319万9千円が古いというか持ち越しの備品で揃えられたというようなお話でしたけれども、どういう部分が代替になったのか、そこら辺わかる範囲で教えてください。

以上です。

○議長（上原豊茂君） 幼稚園・保育園・子育て支援センター事務長。

○幼稚園・保育園・子育て支援センター事務長（中山信也君） はじめに10ページの常設保育所利用者負担金の297万6千円の減についてでございますけれども、当初予算では総体の保育園の数90名でみてございました。そのうち実際に運営してみましたところ満3歳未満の子どもたちがもう少し入る予定をしていたんですけれども、トータルでは5名減ということになりました。それが一番大きな要因となっているほか、保育料単価、個々の単価なんですけれども、前年の所得に応じて保育料の単価を決めさせてもらっておりますけれども、総体的に所得の方が落ちた原因があったかと思うんですけれども、それによる保育料の減に伴うものとなっております。

次に、50ページの方でこども園費の備品購入費の方の寄付による減等ということで説明させていただいておりますけれども、その内訳ということでご説明させていただきます。

○議長（上原豊茂君） ちょっと待って、内容違うんじゃないですか。

○幼稚園・保育園・子育て支援センター事務長（中山信也君） 消耗品と備品の減額になった理由等についてご説明いたします。まず消耗品につきましては、行政報告でもありましたように幼児用のいすを当初、消耗品でみてございましたけれども、こちらの方、寄付がございまして、その分で幼児用のいすとしましては9月の補正では22万2千円を見てございましたけれども、その分を落とさせてもらっているところでございます。また備品の方につきましては、園歌版、教育方針版、当初、備品の方で予算を組ませていただいておりますが、そちらの方、42万4千円を見てございました。その分について減額させてもらったものでございますのでご理解いただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊田 彰君） 2点目で23ページの2款、1項、8目、企画費の地方交通対策事業、高齢者ハイヤー利用サービス業務および路線バス高齢者利用支援事業のマイナスの要因ということでご質問がございました。まず1点目、ハイヤーについてですが、26年度予算というか27年度予算の策定段階で買い物環境が変わるだろうということで利用率について25%上昇ということで49万円の予算の上乗せを見込んでございました。結果として1月段階の部分でございますけれども、ほぼ前年並みの2,100回ということでございますので、提案のとおり47万1千円の減額ということで、ほぼ前年並みかなというところで収まっている状況でございます。それとバスについてでございます。バス

についてが27年度の見込みでございますけれども、およそ3,500回程度ということで26年度の実績が3,800回ございまして、7%から8%ぐらいで、ちょっと利用が落ちているということがございます。これについては少しちょっと利用者数とかですね、登録者数の部分でもほぼ同じ状況もございまして、今後ちょっとそういった部分の分析というのはしてまいりたいというふうに思っております。ただし非常にですね、ヘビーユーザーというかたくさん利用される方は少ないんですけれどもいるということも実態としては30回以上が40人とか50人いるというのが実態としてございますので、その辺も合わせてちょっと検討してまいりたいと思います。

3点目の24ページのまちづくりパワーアップ特別対策事業30万円減の内訳ということでございます。4品目ございまして、コミュニティ活動活性化事業が20万円の減額、地域活性化チャレンジ事業が10万円の減額ということで30万円減額の計上をさせていただきます。

○議長（上原豊茂君） ほかが質疑ございませんか。

西山由美子君。

○10番（西山由美子君） 10番、西山です。何点かお尋ねします。24ページ、第2款、総務費の企画費、まちづくり推進事業の中の空き家バンクですが、現在の空き家バンクの登録状況を教えてください。

それから、次のページ、25ページの第2款、総務費の戸籍住民登録費の中の個人番号カード交付事業費交付金ですが、現在までのカードの申請状況を教えてください。

41ページ、第7款、商工費の区分、負担金、補助及び交付金のところの一番最後、商店街等活性化推進対策費支援補助金、これオホーツクカードの対策ということですが、具体的な内容を教えてください。

48ページと49ページにまたありますが、就学援助費の減額なのですが、これは申請した人が申請から外れたのか、この人数の見込みと実績の差の原因を教えてください。

以上です。

○議長（上原豊茂君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊田 彰君） 24ページ、2款、1項、8目、企画費のまちづくり推進事業、空き家バンクの登録状況ということでご質問がございました。現段階では3件の登録でございます。逆に入りたい方の部分が7名ということでございます。物件については1件が売買が成立してございます。もう1件については賃貸が成立してございます。ですから今現在ある物件については1件のみということでございます。

○議長（上原豊茂君） 町民課長。

○町民課長（八鍬光邦君） 2点目に25ページの戸籍住民登録費の関係で個人番号カードの申請状況というご質問をいただきました。個人番号カードにつきましては、通知カードが届いたときの下側にですね、申請書の様式が切り取り線についているものでございまして、私どもの方では何件申請しているのかというのは実は把握できておりません。個人が申請するものですから。ただ、それを申請した後にですね、カードとなって役場の方に送られてきて交付していただきたいというふうなものがきておりますけれども、それは2月末現在ですけれども、今のところ118件が町の方にきていまして、順次交付をさせていただいております。

以上です。

○議長（上原豊茂君） 農林商工課長。

○農林商工課長（村口鉄哉君） 41ページ、7款、商工費、2目の商工業振興費の中の説明の一番下の商店街等活性化推進対策費支援補助金108万6千円の減ということで詳細をということで説明させていただきます。当初でありますけれども、ストリートフェスタのイベントということで31万4千円、プラス、オホーツクカード、これは機械の更新による訓子府商工会の負担分ということで100万円を計上しております。合計で131万4千円であります。実績でありますけれども、イベントの実績が22万8千円、それとオホーツクカードの更新については事業が認められなかったということで負担がゼロということでありますので、131万4千円から実績の22万8千円を引いた残り108万6千円ということであります。

○議長（上原豊茂君） 管理課長。

○管理課長（森谷 勇君） 議案書の48ページ、小学校費の就学援助・奨励事業と同じく49ページにあります中学校費の就学援助・奨励事業の状況でありますけれども、まず48ページの小学校費の就学援助・奨励事業、三つの項目がありますけれども、まず特別支援教育就学奨励費でありますけれども、これについては特別支援学級に入る児童の保護者に対して援助を行うものですが、当初見込みが6名でありました。実際にそれぞれご案内を差し上げたところ、実績については3名でありました。内容につきましては、こちらから学校を通じて案内をしているのですけれども、申請を辞退するというか、申請を行わないということの確認をした中でのものであります。また要保護・準要保護児童就学援助費につきましては、小学校費については申請については36件ありました。このうち審査等、収入要件がありますので審査等を行いました。審査要件に合わなかった、生活保護の1.4倍を超えていた方が2件あったということで、そういった状況でありました。また特別支援学校交通費助成につきましては、これは帯広盲学校に通う本町の児童2名がいらっしゃるんですが、その2名の方の帰省の交通費を予算計上しておりますけれども、実際に使われている方は1名ということであります。もう1名の方は助成については使われていないという状況でありますので減額補正ということであります。

続きまして49ページにあります中学校費の就学援助・奨励事業の内容ですけれども、これにつきましても特別支援教育就学奨励費につきましては、認定見込み9名のうち、実際に申請をされた方は7名ということで、2名の方についても申請を辞退されたということであります。また次の要保護・準要保護生徒就学援助費につきましても、実際には申請23世帯の方の申請がありましたけれども、小学校費と同様に収入要件として生活保護の1.4倍を超える方が2名あったということで2世帯の方が該当にならなかったということであります。最後に特別支援学校交通費助成については、これについては、旭川のろう学校に入学されている方が1名いましたけれども、この方については交通費の助成は実際には申請というか使用はされていない、実績は今のところないというところでありました。

以上です。

○議長（上原豊茂君） ほかにご質疑ございませんか。

西森信夫君。

○8番（西森信夫君） 8番、西森です。38ページの農林水産業費の1項、農業費、5

目の農業基盤整備事業費の中の道営柏丘北地区農地整備事業（一般農道）とあるんですが、これは南7線の件なのかどうかを伺いたいと思います。またもし南7線の件だとしたら、昨年から工事が始まっていますが、非常にもうちょっと延伸するのかなというふうに地元も私も思っていたわけですが、途中で止まってしまったなという感じがあるので、そこら辺の説明をお願いしたいと思います。

それからもう1点、26ページの総務費、第4項、選挙費の2目、知事・道議会議員選挙費の執行残が163万円と、次のページの27ページの3目、町長・町議会議員選挙費のこれも執行残になりますが、378万円という執行残があります。この説明を一つお願いしたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 農林商工課長。

○農林商工課長（村口鉄哉君） 38ページ、6款、農林水産業費、5目、農業基盤整備事業費の中の道営柏丘北地区農地整備事業の内容でありますけれども、議員言われるとおり南7線の農道の整備事業であります。進捗がなかなかいってないというようなお話でありますけれども、今ちょっと手元に28年度の当初予算を持っていなかったのので申し訳ないんですけれども、概要としまして28年度については坂本氏の近くまで改良がいくということで聞いております。17号まで舗装整備がされているというふうに聞いておりますので、どうしても予算の付き方で進む距離が決まってくるものですから、そういうようなかたちで28年度は19号より少し行くんですか、そのようなかたちで進むということがあります。今後についても26年の補正予算でTPPも含めてつくというようなお話がされておりますけれども、現在の状況からいうと、そちらの方の予算はこちらには回っていないと聞いているところですので、TPPの補正分について予算についてはなかなかプラス化されていないと。ですから通常の進み方でいくということでもありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） 26ページの目で知事・道議会議員選挙費、事業でいいますと同じく知事・道議会議員選挙執行費でございますけれども、これにつきましては、これ27年度分ということで、こちらの方に載っておりますけれども、26年度も準備ということで226万2千円ほど執行しております。今回358万1千円を195万1千円に補正するというので、この補正分と合わせますと421万3千円、知事・道議会議員選挙の関係で執行したということとなっております。ご存じのとおり道議会議員選挙が執行されなかったというようなこともありまして、その分が不用額として残ったということでご理解いただきたいと思ひます。

それから、次のページの27ページの町長・町議会議員選挙費の関係でございますけれども、これについても当初561万円の予算を組んでおりましたが183万円を見込んで、今回378万円を減額ということで、これにつきましても選挙の準備等の経費は執行したんですけれども、実際、町長、町議会議員とも無投票となったというようなこともありまして、今回378万円の減額補正をさせていただくということでありますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（上原豊茂君） ほか、ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 質疑がないようですので、議案第6号の質疑を終了いたします。
次に、議案第7号の質疑を許します。議案書64ページです。
ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 質疑がないようですので、議案第7号の質疑を終了いたします。
次に、議案第8号の質疑を許します。議案書72ページです。
ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 質疑がないようですので、議案第8号の質疑を終了いたします。
次に、議案第9号の質疑を許します。議案書76ページです。
ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 質疑がないようですので、議案第9号の質疑を終了いたします。
次に、議案第10号の質疑を許します。議案書86ページです。
ご質疑ございませんか。

工藤議員。

○5番（工藤弘喜君） 5番、工藤です。一つだけちょっと聞きたいんですが、当初の説明でいきますと90ページなんですが、90ページの歳出に関わることで、これは下水道事業費になりますが、農業集落排水事業費の中の工事請負費で若富工区が施工できなかったということですが、この後どういうふうな取り扱いというか、どういうふうに事業については展開していくのかなというふうに思いますが、どういう予定になっているのでしょうか。ここで934万2千円という、この不用というか、整理予算になっていますけれども、この工事がされなかったことによる減額ということであれば、この工事がいつどのように行われるようになるのかなということをお願いいたします。

○議長（上原豊茂君） 上下水道課長。

○上下水道課長（遠藤琢磨君） ただいま、90ページ、農業集落排水事業費の工事請負費のうちの道道北見置戸線の支障物件移設工事に関してのご質問でございますけれども、この工事に関しましては説明でもお話したように、オホーツク建設管理部が主体で行います交通安全工事、道道の拡幅、それから歩道工事になりますけれども、その工事に伴いまして支障となる下水道施設の移設、それから改修を行う工事でございます。27年度については当初予算では西富から若富まで工事が行われるというような想定のもと予算計上してございましたが、実際には道の予算の削減ということで工事が行われなかったと。一部ですね西富側でほんの少し行われたんですけども、それに関しては下水道の関連がなかったものですから、ほとんど行われていなかったということでございます。この工事につきましては、かなり前から予算組みをして順次行っておりますけれども、27年度については工事が行われませんでしたので、今後については28年度の当初予算で予算計上させていただいて、道道の歩道工事等が行われた場合については引き続き行っていくというようなことで考えてございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） ほか、ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 議案第10号の質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

次に、議案第11号の質疑を許します。議案書92ページです。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 議案第11号の質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

以上をもって質疑を終了いたします。

これより、一括議題の討論を行います。

討論に当たっては、議案番号を指定してから討論願います。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

討論のなかった案件については一括採決をいたします。

議案第18号、議案第19号、議案第6号、議案第7号、議案第8号、議案第9号、議案第10号、議案第11号は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、議案第18号、議案第19号、議案第6号、議案第7号、議案第8号、議案第9号、議案第10号、議案第11号は、いずれも原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（上原豊茂君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ散会いたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会することに決定いたしました。

ご苦労さまでした。

明日も午前9時30分から開会いたしますので、ご参集よろしく願います。

散会 午後 3時55分